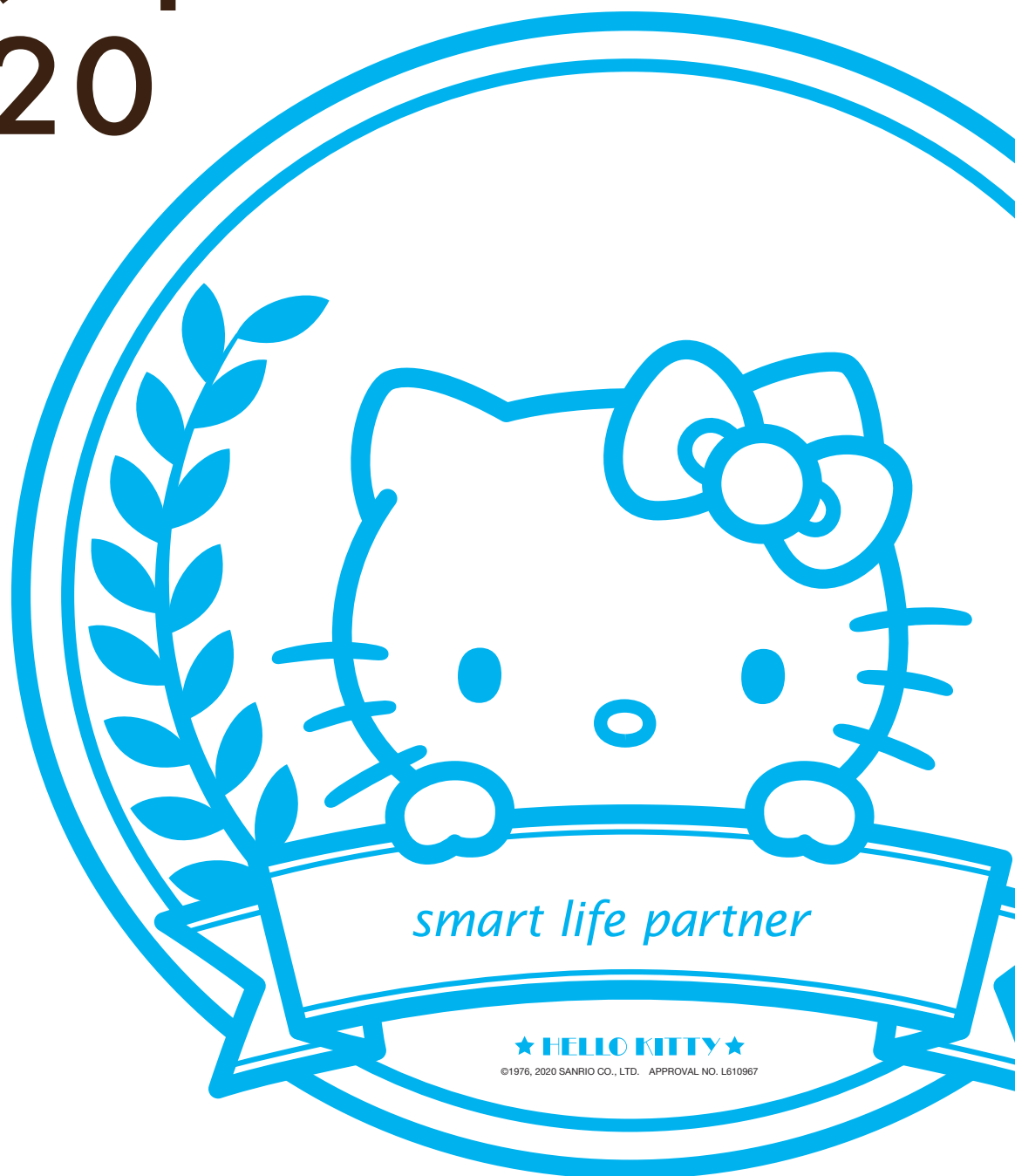


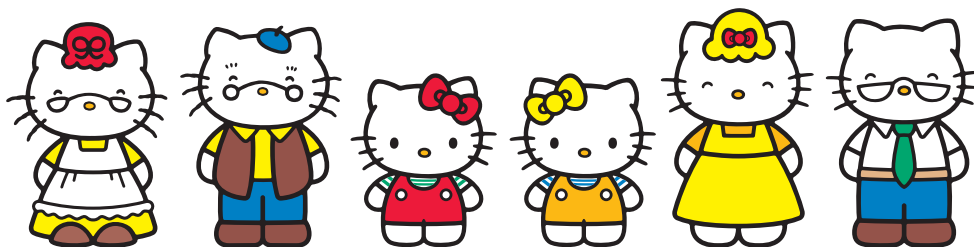
2019年度決算のご報告

フコクしんらい レポート 2020



フコクしんらい生命保険株式会社

人生の晴れの日も、雨の日も。
もっとあなたに
寄り添っていくために。



信頼できるパートナーへ。

“スマートライフパートナー” これは、私たちが目指す会社のありかたです。

スマートな商品・スマートな販売・スマートなサービス提供を通して本当に信頼される保険会社へ。

これからも「フコクしんらい生命」は、

お客さま・パートナー企業さまのスマートライフパートナーとして、進み続けます。



「フコクしんらい生命」はフコク生命グループの一員です。

CONTENTS

ごあいさつ	1
沿革	2
企業理念体系	3
「お客さま基点」の業務運営方針	5
決算の概要	7
CSRの取組み	11
トピックス	13
資料編	16
I 会社の概況および組織	17
II 保険会社の運営	21
III 直近事業年度における事業の概況	31
IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	43
V 財産の状況	44
VI 業務の状況を示す指標等	59
VII 特別勘定に関する指標等	81
VIII 保険会社およびその子会社等の状況	81
生命保険協会統一開示基準項目一覧	82

本誌は保険業法第111条にもとづき作成しております。

ごあいさつ



このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々、ご遺族の皆さまに心よりお悔やみ申し上げるとともに、罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者の方々をはじめ、社会生活維持のため日々精励されている皆さまに、深い感謝と敬意を表します。

2020年に入って以降、新型コロナウイルス感染症という見えない脅威により、突如として日常は姿を変え、先の見えない不安に世界中が包まれる未曾有の状況となりました。

そのような時であるからこそ、互いに手を取り合う相互扶助の精神を基とする生命保険会社として、お客さまの生活をはじめ、パートナー、ひいては社会の一翼をになう存在となるよう、至誠尽くしていく所存です。

当社では、感染拡大の状況を踏まえ、お客さまおよび当社の業務に関わる全ての従業員の安全を最優先に考え感染拡大防止に向けた取組みを推進するとともに、保険金等のお支払いをはじめとしたお客さま対応に最善の努力を払うことを、全社一丸となって取り組んでおります。誰かを思う気持ちを安心という形にしてお届けする、生命保険会社としての使命を果たすことで、これからもお客さまを支えてまいります。

生命保険会社を取り巻く経営環境は、人口減少や高齢化、超低金利の継続、デジタルライゼーションの急速な展開など、社会構造の大きな変化の中にあります。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により社会・経済環境は大きく変化しており、当社の事業運営を取り巻く環境の不確実性は高まる一方にあります。

こうした経営環境のもと、当社はお客さまに安心をお届けする生命保険会社としての使命をより一層強く感じるとともに、安定的な事業運営とお客さまからの多様なニーズにお応えする新たな取組みを実施してまいりました。

商品・お客さまサービス面では、長寿化などを背景とする重要な課題の一つである認知症・介護の分野に対し、予防・早期発見・早期治療を支援する新商品「軽度介護保障特約」の開発や、付帯サービスの充実を図りました。また、資産形成や、相続時の円滑な資産承継に対する根強いニーズに応えるため、円建ての一時払型商品をリスク管理に留意し安定的に供給しております。多様な保障のラインナップを取り揃え、お客さま一人ひとりに合わせた柔軟な人生設計を、同じ志をもったパートナーである代理店とともにお手伝いいたします。

2019年9月には、直面する超高齢社会に対し、様々なステークホルダーとの共創による新たな価値の創造を目的に「人生100年時代共創プロジェクト」を開始しました。当社はこれまでも、パートナーである信用金庫や公文教育研究会とともに、認知症を正しくご理解いただくための啓発セミナーの開催などを行ってまいりました。今後も、本プロジェクトを通じて、生命保険会社としての社会的役割の拡大やより良い社会の実現に貢献すべく取り組んでまいります。

今後もフコク生命グループ共通の価値観である「お客さま基点」のもと、お客さまに寄り添った業務運営を推進し、経営品質の向上を図るとともに、当社の理念をお客さまとの信頼のもとに実現すべく努めてまいります。

本年も変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

フコクしらい生命保険株式会社

代表取締役社長 櫻井 健司

2008年2月、「共栄火災しんらい生命保険株式会社」を前身に、フコク生命グループにおける、代理店をとおした保険販売をになう専門会社として、当社「フコクしんらい生命保険株式会社」は誕生しました。

以降、企業理念に「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、お客さまに寄り添いながらあゆみ続けています。

当社の主なあゆみ

1996年	8月	・ 共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立 ・ 大蔵大臣より生命保険業免許を取得
	10月	・ 営業開始
2007年	11月	・ 富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得
2008年	1月	・ 商号変更認可取得 ・ 富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社発行済株式数の80%を取得
	2月	・ 「フコクしんらい生命保険株式会社」として東京都港区白金台にて営業開始 ・ 初代社長に大嶋邦男就任
	4月	・ 「3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険」を発売
	6月	・ 「積立利率変動型個人年金保険」を発売
	9月	・ 上半期末の総資産が1,000億円を突破
	10月	・ 「がん保障定期保険特約」を発売
2009年	3月	・ 資本金総額を200億円に増資(資本準備金50億円を含む。)
	4月	・ 「低解約返戻金型収入保障保険」「低解約返戻金型収入保障特約」を発売 ・ 従来の特約をバージョンアップさせた「リビング・ニーズ特約(2009)」を発売
2011年	3月	・ 年度末の総資産が1兆円を突破
	4月	・ 「解約返戻金抑制型医療保険」を発売
	5月	・ 資本金総額を309億円に増資(資本準備金104億円を含む。)
2012年	4月	・ 第二代社長に山本幹男就任
	5月	・ 本社を東京都新宿区西新宿へ移転
	7月	・ 「生存給付金特約付解約返戻金抑制型医療保険」を発売
2014年	4月	・ 東日本大震災復興支援プロジェクト「東北・夢の桜街道」へ協賛
2015年	4月	・ 「学資保険」を発売
2017年	3月	・ 資本金総額を609億円に増資(資本準備金254億円を含む。)
	4月	・ 第三代社長に櫻井健司就任
	6月	・ 「『お客さま基点』の業務運営方針」を公表
2018年	2月	・ フコクしんらい生命保険株式会社 開業10周年
	4月	・ 認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」を発売 ・ 株式会社公文教育研究会と認知症啓発セミナーの開催等に関して提携
	10月	・ 「利率更改型一時払終身保険」を発売
2019年	1月	・ 信金中央金庫と資産承継分野における連携を開始
	4月	・ 「責任開始期に関する特約」を発売
	9月	・ 「人生100年時代共創プロジェクト」のスタート
	10月	・ 「軽度介護保障特約」を発売



西新宿本社ビル



10周年イベントのオリジナルロゴ

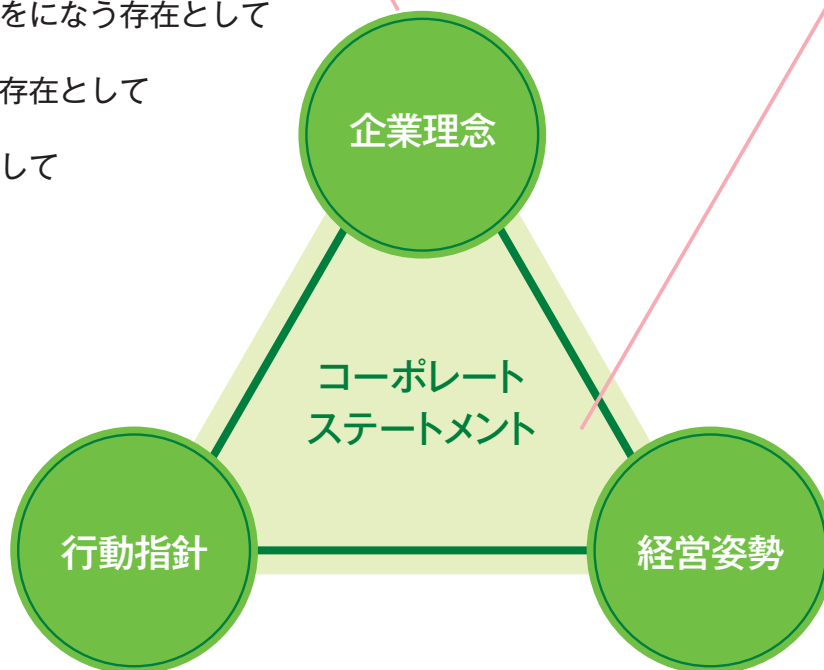
「会社の存在理由」を表した企業理念をはじめ、経営姿勢、行動指針、コーポレートステートメントを企業理念体系としています。

■ 企業理念

当社は「会社の存在理由」に以下の理念を掲げます。

「一翼をになう存在をめざして」

- お客さまの生活の一翼をになう存在として
- パートナーの一翼をになう存在として
- フコク生命グループの一翼をになう存在として
- 職員の人生の一翼をになう存在として
- 社会の一翼をになう存在として



■ 行動指針

企業理念、経営姿勢に呼応して、職員一人ひとりが日常業務に取り組むべき姿勢を示し、あらゆる業務活動を行う際の指針としています。

- 前むきに考え、挑戦する
- わかりやすく、親身に、迅速に
- 夢と創造性を大切にする
- 広く社会に目を向ける
- たえず自分を高め、かけがえのない一員となる



フコクしんらい
smart life partner

■ コーポレートステートメント

smart life partner

企業理念のエッセンスを端的な言葉で表現したものがコーポレートステートメントです。

「ライフパートナー」という言葉には、お客さまと長く良好な関係を築いていきたいとの想いを込めています。また、「スマート」では、お客さまと長く良好な関係を築くために、お客さまのニーズを的確に察知し、機敏に行動に移すという価値を付加するとの私たちの強い意思を表現しています。さらには、お客さまの人生をスマートライフにするという意味と知恵を持った価値あるパートナーになりたいとの想いも込めており、これらを着実に実現していくことで、私たちは企業理念を体現し続けます。

■ 経営姿勢

当社は企業理念を実現するために、「Smart Insurance Company」をキーワードに、以下の5つの経営姿勢で臨みます。

Smart Insurance Company をめざす経営

- スマートな商品と良いフットワークが身上の企業ブランドを実現する
- お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制で
パートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- 優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- 会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創出する
- 最大たらんよりは最優たれをモットーに、凜とした経営を実現する

企業理念の実現に向けて～パートナー(代理店)とともに～

企業理念の実現に向け、当社は、お客さまとの長いおつきあいの中で必要とされる保険商品やサービスを先がけて開発・提供するメーカーでなければならないと考えています。そのためには、お客さま一人ひとりの人生を、当社にとって大切なパートナーである代理店*の皆さまとともにみつめ続けていくことが重要となります。

こうした考えのもと、当社は、代理店と当社がお客さまと長くおつきあいできるよう、商品ラインナップの充実に加え、募集支援、研修支援の強化などを図り、ご提供する価値の向上に努めてきました。

これからも、代理店の皆さまとともにお客さまと歩み、“一翼をになう存在”をめざします。

※当社代理店には金融機関代理店と一般代理店があります(2020年3月末現在1,417店)。

金融機関代理店…フコク生命グループとして長くおつきあいさせていただいている全国の信用金庫が中心となっています。

一般代理店…金融機関代理店以外の代理店であり、共栄火災の損保代理店が中心となっています。

「お客さま基点」の業務運営方針

当社は、保険とは人が幸福で安心な人生を実現するための手段であり、人生のあらゆるステージに合わせて最善の保険商品をご選択いただく必要があるとの考えのもと、フコク生命グループの価値観である「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在であるsmart life partner (スマート ライフ パートナー) となるべく努めています。

この「お客さま基点」にもとづいた業務運営の推進を図るため、『「お客さま基点」の業務運営方針』を以下のとおり定めて公表しています。

『フコク生命グループ：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコク生命グループは、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していく「お客さま基点」を価値観とし、あらゆる企業活動の原点としてまいります。

この「お客さま基点」という価値観のもと、お客さま・従業員・地域・社会とともに共通の価値を創り出せるよう、お客さま本位の業務運営を遂行してまいります。

『フコクしんらい生命：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコクしんらい生命は、フコク生命グループにおける、代理店を通じた保険商品の提供を行う専門会社として設立されました。企業理念として「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、保険商品・サービスの提供を通じて、お客さまの、ひいては社会全体の一翼を担う存在となることを目指しております。

フコクしんらい生命は、保険とは人が幸福で安心な人生を実現するための手段であり、人生のあらゆるステージに合わせて最善の保険商品をご選択いただく必要があると考えております。そのために、「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さまと長く良好な関係を築くことで、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在であるsmart life partner (スマート ライフ パートナー)*となるべく努めております。

フコクしんらい生命は、「お客さま基点」にもとづいたお客さま本位の業務運営を行い、smart life partner としてお客さまに幸福で安心な人生をお届けすべく、ここに『「お客さま基点」の業務運営方針』を定めます。

1. 「お客さま基点」にもとづく行動の実践

あらゆる業務運営において「お客さま基点」にもとづいた行動を取ることで、smart life partner として、お客さまのニーズを的確に捉え、機敏に行動し、お客さまの最善の利益を実現するよう努めてまいります。

2. お客さまのニーズに対応した最適な保険商品・サービスの提供

多様化するお客さまのニーズに対応した保険商品・サービスの開発に努めてまいります。また、その提供に際しては、お客さまの属性・ご意向等を把握し、個々のお客さまに最適な保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

3. お客さまへの情報提供の充実

お客さまに保険商品・サービスについてご理解いただけるよう、それらの特性を踏まえて必要な情報を十分かつ分かりやすくご提供するとともに、役職員・募集代理店に対し、適切に説明を行うよう指導・教育の実施に努めてまいります。

4. お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

「お客さま基点」のもと、お客さまに安心を提供する保険会社として、保険金・給付金等のお支払いを適切に行うとともに、アフターサービスの充実に努めてまいります。また、保険金・給付金等のお支払いを確実にを行うため、長期・安定的な収益の確保を目指した資産運用に努めてまいります。

5. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反を防止する方針やルールを定め、適切に管理するよう努めてまいります。

6. smart life partner としての人材育成

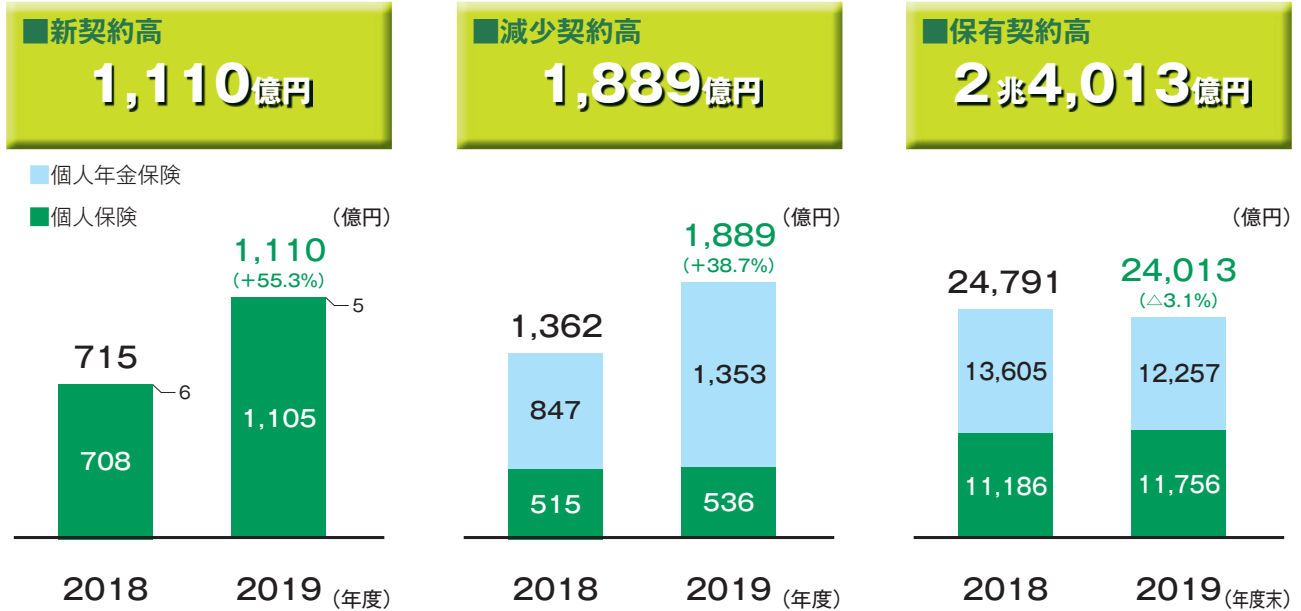
役職員が、「お客さま基点」にもとづいて行動し、お客さま一人ひとりのsmart life partnerとなるよう、必要な態勢や動機付けの枠組みなどを整備してまいります。

※当社では、企業理念を体現した姿を「smart life partner (スマート ライフ パートナー)」としております。

『「お客さま基点」の業務運営方針』にもとづく取組内容については、当社ホームページをご覧ください。
<https://www.fukokushinrai.co.jp/company/activity/customer-centric/>

保険金額ベースの指標(個人保険+個人年金保険)

2018年10月に発売した「利率更改型一時払終身保険」の販売が好調に推移し、新契約高が前年度比55.3%増の1,110億円と伸展しました。一方で、満期を迎える個人年金保険契約の増加によって、減少契約高が増加していることから、保有契約高は減少しています。

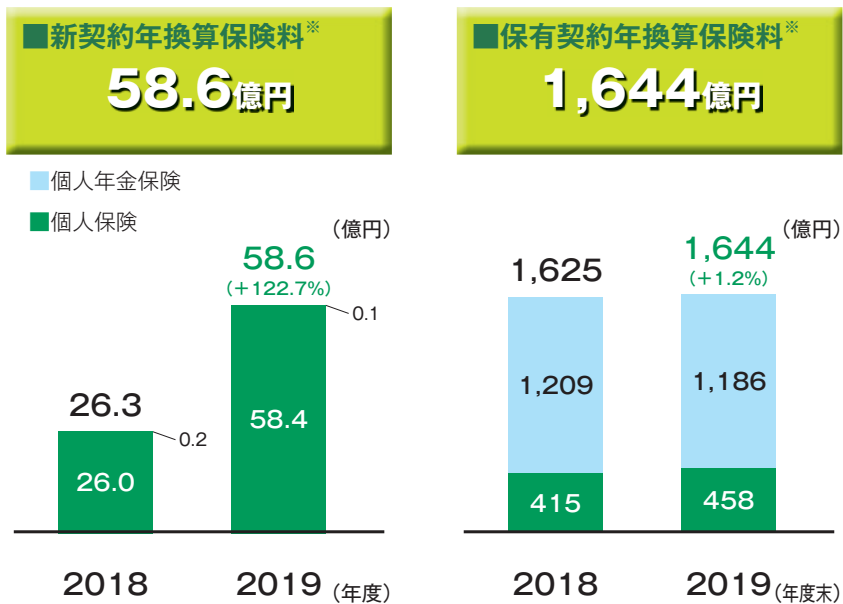


新契約高とは、新たにご契約いただいた保障金額の合計です。

減少契約高とは、満期、死亡、解約、失効、減額などにより減少した契約の合計額です。

保有契約高とは、個々のお客さまに対して保障する金額の合計額です。なお、団体保険との合算では、2兆5,916億円となりました。

保険料ベースの指標(個人保険+個人年金保険)



※年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約は、保険料を保険期間で除した金額)。

格付け

日本格付研究所(JCR)
(保険金支払能力格付)

AA-

債務履行の確実性は
非常に高い

生命保険会社の格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険金や年金などが契約どおりに支払われる確実性(保険金支払能力)の程度を評価したものです。

- (注) 1. 記載の格付けは、2020年6月末現在のものです。
2. 記載の格付けは、当社が日本格付研究所(JCR)に依頼して取得したものです。
3. 格付けはあくまでも格付会社の意見であり、保険金の支払等について保証を行うものではありません。また、格付会社が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

ソルベンシー・マージン比率

968.1%

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味で、例えば大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆に、この比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

ソルベンシー・マージン比率は、以下の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(注)詳細は「V 財産の状況 8 保険金等の支払能力の充実の状況」をご参照ください。

実質純資産額

2,617億円

実質純資産額とは、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高いものを除いた負債の合計を差し引いて算出したもので、実質資産負債差額ともいいます。

この金額がマイナスになると、実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

基礎利益

△8億円

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつであり、一般事業会社の営業利益に近いものです。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金などを支払うことや、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

27億円の順ざやとなりました

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています(その割引率を「予定利率」といいます)。予定利率により見込んでいた運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

貸借対照表の要旨

(単位：億円)

資 産	2018年度末	2019年度末	負債及び純資産	2018年度末	2019年度末
現金及び預貯金	804	1,211	保険契約準備金	17,847	17,394
有価証券 ①	17,848	16,976	うち責任準備金 ④	17,800	17,352
うち公社債	17,823	16,951	代理店借	1	1
うち株式	1	1	再保険借	0	0
うちその他の証券	23	23	その他負債	115	97
貸付金 ②	36	36	価格変動準備金 ⑤	100	104
有形固定資産	2	2	繰延税金負債	7	—
無形固定資産	122	99	負債の部合計	18,073	17,597
代理店貸	0	0	資本金 ⑥	354	354
再保険貸	0	0	資本剰余金	254	254
その他資産	71	68	資本準備金 ⑥	254	254
繰延税金資産	—	0	利益剰余金	89	91
貸倒引当金	△ 0	△ 0	株主資本合計	699	701
			その他有価証券評価差額金	113	97
			評価・換算差額等合計	113	97
			純資産の部合計	812	798
資産の部合計 ③	18,886	18,395	負債及び純資産の部合計	18,886	18,395

① 有価証券

当社は、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした資産運用を行っています。

② 貸付金

貸付金には、「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には、「保険契約者貸付」と「保険料振替貸付」の2種類があります。一方、「一般貸付」とは、「保険約款貸付」以外の貸付で、内外企業に対する貸付や、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

なお、当社の2019年度末における貸付金はすべて保険約款貸付です。

③ 総資産

2019年度末における総資産の構成は、右のとおりです。



④ 責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、法令により積み立てが義務付けられています。

責任準備金の積立方式にはさまざまな方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立てを行っています。

⑤ 価格変動準備金

価格変動準備金とは、有価証券などの資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に保険業法にもとづいて積み立てるものです。

⑥ 資本金および資本準備金

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭の出資額をいいます。なお、株主の出資額のうち、会社の資本金としたものは資本金、資本金としなかったものは資本準備金として、それぞれ貸借対照表上に表示されます。保険業法第6条の規定により、保険業を営む株式会社については、資本金の額が10億円以上とされています。

損益計算書の要旨

(単位：億円)

	2018年度	2019年度
経常収益	1,116	1,670
保険料等収入 ①	518	964
資産運用収益 ②	255	247
うち利息及び配当金等収入	239	229
うち有価証券売却益	15	17
その他経常収益	342	458
うち責任準備金戻入額	335	447
経常費用	1,101	1,661
保険金等支払金 ①	964	1,529
うち保険金	61	73
うち年金	391	1,023
うち給付金	136	126
うち解約返戻金	372	303
責任準備金等繰入額	13	0
資産運用費用 ②	0	0
事業費 ③	73	75
その他経常費用	49	56
経常利益 ④	14	8
特別損失	4	3
うち価格変動準備金繰入額	3	3
契約者配当準備金繰入額	3	1
税引前当期純利益	7	2
法人税及び住民税	3	2
法人税等調整額	△0	△1
法人税等合計	2	1
当期純利益 ④	5	1

① 保険料等収入および保険金等支払金

保険料等収入とは、ご契約者からお払い込みいただいた保険料や再保険収入の合計額です。

保険金等支払金とは、保険金・年金・給付金・解約返戻金など保険契約上の支払いの合計額です。

② 資産運用収益および資産運用費用

資産運用収益とは、資産運用による収益で、利息や配当金、有価証券売却益などが含まれます。

資産運用費用とは、資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

③ 事業費

事業費とは、生命保険会社が事業を遂行していくための経費で、新契約の募集や保有契約の維持保全などに必要な経費を計上します。

④ 経常利益および当期純利益

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額のことをいいます。

当期純利益とは、経常利益に特別利益を加え、価格変動準備金繰入額などの特別損失を控除した税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額のことをいいます。

社会貢献活動について

社会貢献活動の基本方針

フコクしんらい生命は、生命保険会社としての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することを第一とします。

一方で、社会の公器としての存在を自覚し、豊かな社会を実現するために、私たちの身近にある社会的課題の解決に向けた活動に取り組んでいきます。

各種取組

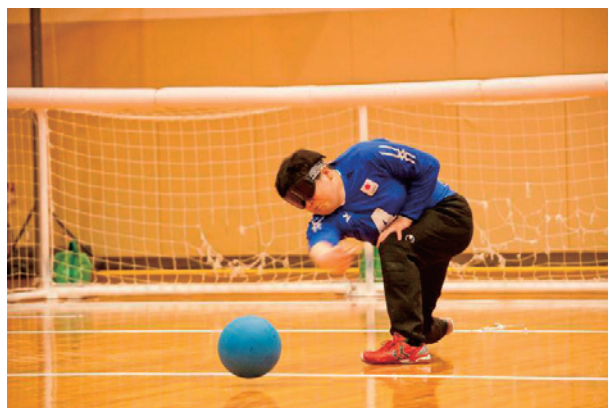
① 障がい者スポーツの振興支援

障がい者の新しい雇用開発と障がい者スポーツの振興を目的に設立されたシーズアスリート（福岡市中央区）に協賛し、障がい者スポーツ振興の支援を行っています。

2013年4月より、シーズアスリートに所属するゴールボール選手（視覚障がい）を雇用し、新宿区内の学校などで、ゴールボール体験授業を開催しています。当社では、この授業が、障がい者への理解促進だけでなく、多くの学びをもたらす点に着目しています。

また、東京都ゴールボール交流会に協賛し、当社の社員も有志チームを結成し参加しています。

これらの取組みは、年齢・性別・障がい・経験などにかかわらず参加できるゴールボールをとおして共生社会づくりに寄与することを目的としています。



©シーズアスリート

② 献血活動

血液不足の現状を解消するため、年2回（夏・冬）献血会を開催しています。

③ 認知症サポーター養成講座の開催

認知症を正しく理解し、当事者およびそのご家族が安心して暮らせる地域社会作りに貢献するため、全役職員を認知症サポーターに養成することをめざして養成講座を定期的で開催しています。

④ 使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収活動

「アイシティecoプロジェクト」（HOYA株式会社が運営）に賛同し、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収する活動を行っています。回収した空ケースは、「アイシティecoプロジェクト」を通じたりサイクルにより再資源化されています。また空ケースの売却代金は、公益財団法人日本アイバンク協会へ寄付され、視力を再び取り戻したいと願う方たちのために役立てられています。

⑤ 「東北・夢の桜街道～桜の札所・八十八ヵ所巡り～」への協賛

東日本大震災復興支援プロジェクト「東北・夢の桜街道～桜の札所・八十八ヵ所巡り～」の推進協議会メンバーとなり、観光振興戦略による東北復興支援のひとつとして実施されている桜の札所を巡るスタンプラリー事業に、「スタンプラリー帳」の制作を通じて協賛しています。

グループでの取り組み

フコク生命グループの一員として、フコク生命が主催している社会貢献活動にも参加しています。

環境保護活動

環境問題への意識を高めしていくため、環境保護活動に参加・体験することのできる場として、「竹害対策」を主とした「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトを行っています。この活動は、竹林の伐採による森の再生だけでなく、間伐により竹林自体も健全な状態に戻していくことを目標としています。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進について

「ダイバーシティ&インクルージョン」*を新しい価値を生み出す源泉と考え、すべての社員が持てる力を十分に発揮でき、その強みを最大限活かす職場づくりに積極的に取り組んでいます。

※表面的には見えない個々人の生き立ち、価値観、性格などの異なった背景や状況をも含んださまざまな「違い」を尊重して受け入れ、「違い」を積極的に活かすことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス推進

社員が均しく活躍できる環境を作るために、多様なライフイベントのなかでも、特に就業が中断されやすい育児や介護に関連する制度を充実させています。また、2013年度からは、「二週間休暇」という長期休暇を導入しました。この休暇制度は、業務継続に対する組織力強化や訓練でもあり、ワーク・ライフ・バランスだけでなくリスク管理という観点からも推進しています。

こうした取り組みにより、これまでに以下の評価をいただいています。

- ・2010年度 次世代育成支援企業認定マーク(くるみん)取得
- ・2011年度 東京ワークライフバランス認定企業(育児・介護休業制度充実部門)選定
- ・2013年度 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
ワーク・ライフ・“ベスト” バランス賞受賞
- ・2014年度 東京ワークライフバランス認定企業(休暇取得促進部門)選定
- ・2018年度 次世代育成支援企業認定マーク(プラチナくるみん)取得
- ・2019年度 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
ワーク・ライフ・バランス推進優良企業受賞



女性活躍推進および障がい者雇用促進

2013年に、社長名で「女性の活躍推進宣言」を社内外に発信するとともに、「活躍機会の拡大」を柱に取り組んでいます。2020年3月時点での女性管理職比率は12.9%となっています。

また、職場環境の整備や業務の切出しなどを行って障がい者雇用を進め、共生社会づくりに寄与できるよう取り組んでいます。2020年3月時点での障がい者雇用率は2.4%で、法定雇用率(2.2%)を上回っています。

「人生100年時代共創プロジェクト」のスタート

2019年9月、直面する超高齢社会に対し保険商品にとどまらず多様な側面から取り組んでいく新たなプロジェクト「人生100年時代共創プロジェクト」をスタートしました。

信用金庫をはじめ、様々なステークホルダーとの「共創」をベースに、「人生100年時代」の到来に向けた新たな価値の創造に取り組めます。

～認知症にやさしい地域社会づくりの一翼をになう～

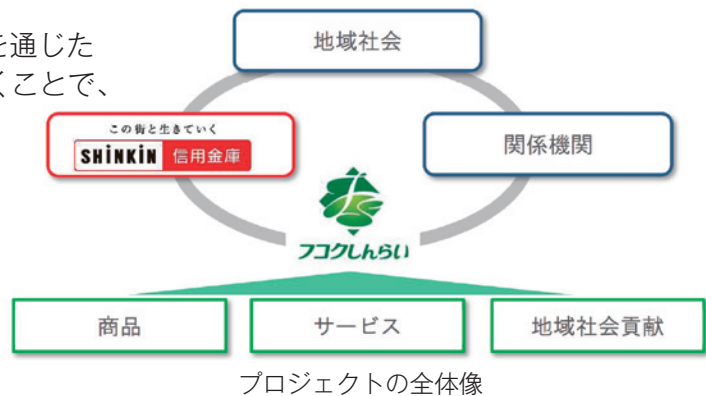
超高齢社会における重要な課題の一つに「認知症」への対応があります。

厚生労働省によると、2025年には認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人になると推計されています*。

当社はこれまでも、「認知症」への対応として、認知症関連給付商品の開発や、株式会社公文教育研究会（以下、KUMON）との業務提携により、信用金庫とともに認知症を正しく理解するための啓発セミナーの開催等に取り組んできました。

このプロジェクトを通じ、生命保険事業を通じた人生100年時代への取組みを加速させていくことで、生命保険会社としての社会的役割の拡大やより良い社会の実現に取り組んでいきます。

※出典 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（2015年）



「認知症予防セミナー」・「脳の健康教室®」の開催状況

2018年度下期よりKUMON、および当社の主要な販売チャネルである信用金庫とともに開始した「認知症予防セミナー」は2019年度まで延べ32箇所で開催され、4千名を超える方々にご参加いただきました。

また、高齢者向けに脳を活性化し認知症を予防する「学習療法®*1」教材を使用した「脳の健康教室®**2」の運営を通じ、受講者の脳の健康、さらには、地域社会とのつながりを支える役割を引き続き担っています。



「認知症予防セミナー」風景

※1「学習療法®」

2001年から行った、東北大学・川島 隆太教授、福岡県の社会福祉法人・道海永寿会、KUMONによる共同研究で、認知症高齢者の脳機能の維持・改善に効果があることが科学的に実証された非薬物療法。

2020年3月現在、日本国内約1,300の高齢者施設で導入されています。

※2「脳の健康教室®」

「学習療法®」のプログラムを応用し、地域のシニア世代のための脳の健康づくりを行う教室。

この教室を通じて受講者の脳の健康づくり（認知症予防）を図るとともに、受講者や教室サポーターの方々仲間をつくり、社会とのつながりを深め、地域のコミュニティづくりへの貢献をめざしています。

2019年度は、日本国内約370会場にて開講されました。



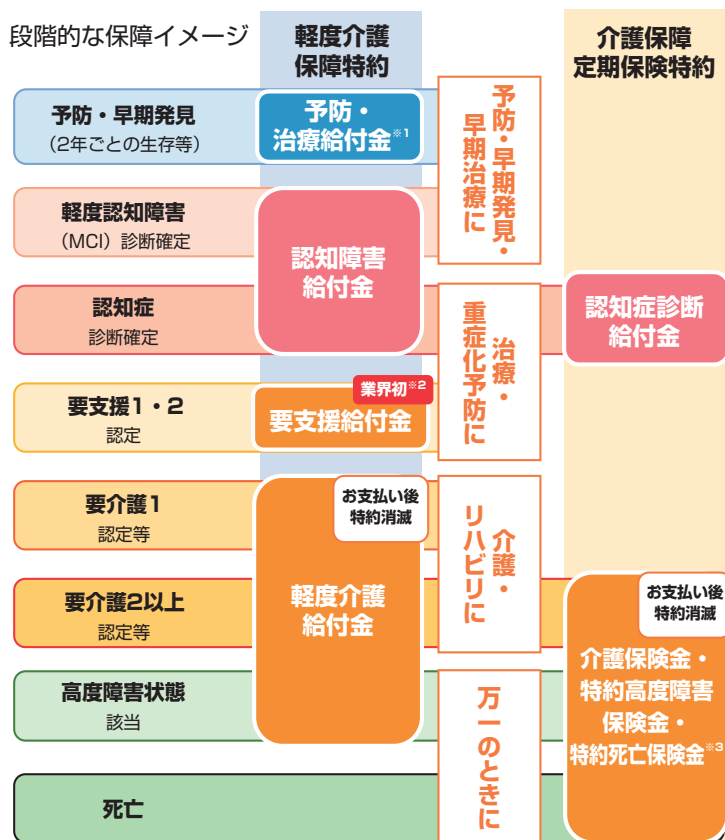
「脳の健康教室®」風景
（本社開催）

ニーズに応じた新たな保険商品とサービスの開発・提供

商品提供による支え「軽度介護保障特約」の発売

当社では、超高齢社会に生きるお客さまの支えとなる商品として「軽度介護保障特約」を開発し、2019年10月に発売を開始しました。

定期保険や医療保険などの主契約に、既存商品である「介護保障定期保険特約」とともに組み合わせることで、認知症や要介護状態に対する予防から、段階的な状態に合わせた保障を得られる商品となっています。



軽度介護保障特約の主な特徴

- ①契約後2年ごとに(または特約保険期間の満了時)、予防・治療給付金をお支払いします。
- ②はじめて認知障害(認知症または軽度認知障害(MCI))と診断確定されたとき、認知障害給付金(特約基準金額の5%)をお支払いします。
- ③要支援1または2と認定されたとき、要支援給付金(特約基準金額の20%)をお支払いします。
- ④要介護1以上と認定されたとき、所定の要介護状態または所定の高度障害状態に該当されたとき、軽度介護給付金をお支払いします。(ただし、要支援給付金支払後は特約基準金額の80%)

- ※1 「予防・治療給付金」は、「生存給付金」の愛称です。
- ※2 公的介護保険制度にもとづく要支援1または要支援2に該当していると認定されたときに給付金をお支払いする保障は、業界初です。(2020年1月現在、当社調べ)
- ※3 介護保障定期保険特約は、付加する主契約によっては、特約死亡保険金がありません。(死亡保険金不担保特約が付加されます。)

(注)上記は、商品の概要を説明したものですので、詳細につきましては必ず「パンフレット」「契約概要」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

募AAG06200027 (20.06)

サービスの提供による支え

商品の提供に加え、サービスの充実を図り、お客さまの生活を多方面で支えます。

○脳トレサービスのご提供(2019年10月開始)

「軽度介護保障特約」を付加いただいた契約者さま・被保険者さまに対し、株式会社NeUの川島 隆太博士(兼東北大学教授)が開発した、認知機能の維持・向上を目指す脳トレのスマホアプリおよび脳トレドリルをご契約日から2年間無償で提供しています。

○「セコムみまもりホン」のご案内(2019年10月開始)

セコム株式会社の救急通報サービス「セコムみまもりホン」を特典付きでご契約いただける紹介を開始しました。

「セコムみまもりホン」はセコムへの救急通報やセコム看護師への電話健康相談、家族間での安否確認など、高齢者や持病のある方とご家族のニーズに応えることのできるサービスです。

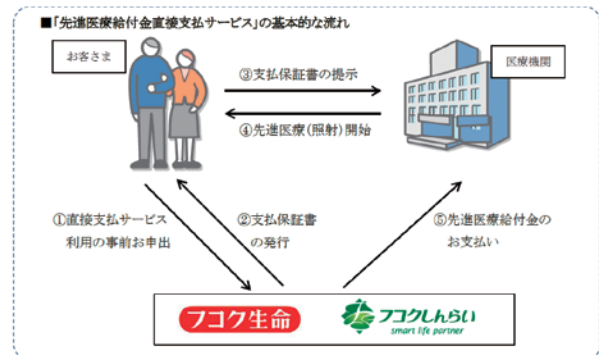


アフターサービスの拡充

フコク生命グループ「先進医療給付金直接支払サービス」の開始

2019年10月より、「先進医療給付金直接支払サービス」を開始しました。

技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも特に高額な「重粒子線(炭素イオン線)治療」および「陽子線治療」について、お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、ご加入の保険会社が対象の医療機関へ先進医療給付金を直接お支払いし、お客さまの一時的な経済的負担を軽減します。



(注)当サービスのご利用には所定の条件があるため、必ず治療実施前にご加入の保険会社へお問合わせください。

smart life partner としての人材育成

新宿区「ワーク・ライフ・バランス推進優良企業」の受賞

当社は2020年2月、新宿区が実施している「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」において、「ワーク・ライフ・バランス推進優良企業」(特に著しい成果を挙げたことが認められる、または継続して総合的に優れた実績を有し、今後も継続して取り組むと認められる企業)として表彰されました。

当社は2013年度に同制度の「ワーク・ライフ・“ベスト”バランス賞」(バランスの取れた取組みを行い、実績のある企業)を受賞しており、その後の継続した取組みと、多様な働き方を推進するための新たな取組みの実績が今回の表彰に結びつきました。

表彰の主なポイント

子育て支援/介護支援

- ・子どもが小学校3年生まで利用可能な育児短時間勤務制度の設置
- ・介護対象家族1名につき1年間の介護休業制度の設置
- ・介護・育児・配偶者の転勤等によりやむなく退職した職員の再入社を後押しするジョブリターン制度の導入
- ・多様な働き方を推進するテレワークや時差出勤の実績

地域活動支援

- ・認知症予防セミナーやゴールボール体験会の実施

働きやすい職場づくり

- ・経営者と職員の意見交換会などの積極的な実施
- ・女性のキャリアアップ研修や資格取得支援の充実



表彰式にて、吉住 健一(新宿区長(写真左))と当社代表取締役社長の櫻井(写真右)



○ファミリーデーの開催

2019年8月に第7回ファミリーデーを開催しました。

職員の家族を職場に招き、家族に働いている普段の姿を見てもらうことで職場への理解を深めてもらうとともに、子ども達には「働く」ことを考えてもらう機会としています。

資料編

I 会社の概況および組織

1	保険会社の主要な業務の内容	17
2	沿革	(2ページをご参照ください)
3	資本金の推移	17
4	株式の総数	17
5	株式の状況	17
6	主要株主の状況	18
7	店舗	18
8	経営の組織	18
9	役員の略歴	19
10	会計参与の氏名または名称	20
11	会計監査人の氏名または名称	20
12	従業員の在籍・採用状況	20
13	平均給与（内勤職員）	20
14	平均給与（営業職員）	20

II 保険会社の運営

1	リスク管理態勢について	21
2	コンプライアンス（法令等遵守） 推進態勢について	24
3	第三分野保険の責任準備金の充分性の 確認について	25
4	個人情報等の保護について	26
5	勧誘方針について	29
6	反社会的勢力との関係を 遮断するための基本方針	30

III 直近事業年度における事業の概況

1	直近事業年度における事業の概況	31
2	契約者懇談会開催の状況	33
3	お客さまからのお申し出と苦情の状況	34
4	金融ADR制度について	35
5	ご契約者に対する情報提供の実態	35
6	商品に関する情報および デメリット情報の提供の方法	37
7	代理店教育・研修の概略	38
8	新規開発商品の状況	39
9	主な保険商品一覧	40
10	情報システムに関する状況	42
11	保険金・給付金のお支払状況について	42

IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

1	直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	43
---	------------------------------	----

V 財産の状況

1	貸借対照表	44
2	損益計算書	45
3	キャッシュ・フロー計算書	46
4	株主資本等変動計算書	47
5	債務者区分による債権の状況	52
6	リスク管理債権の状況	52
7	元本補てん契約のある 信託に係る貸出金の状況	52
8	保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	53
9	有価証券等の時価情報（会社計）	54
10	経常利益等の明細（基礎利益）	57
11	計算書類等についての 会計監査人による監査	58
12	財務諸表についての代表者による確認	58

VI 業務の状況を示す指標等

1	主要な業務の状況を示す指標等	59
2	保険契約に関する指標等	64
3	経理に関する指標等	67
4	資産運用に関する指標等	72
5	有価証券等の時価情報（一般勘定）	81

VII 特別勘定に関する指標等

特別勘定に関する指標等	81
-------------	----

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

保険会社およびその子会社等の状況	81
------------------	----

I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容

(1) 生命保険業

- ① 生命保険の引受け
個人保険および団体保険の引受けを行い、約款にしたがい保険金・給付金等の支払いを行っています。
- ② 資産の運用
保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債を中心に安全かつ健全に運用しています。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行

富国生命保険相互会社の業務の代理および事務の代行を行っています。

2 沿革

2ページをご参照ください。

3 資本金の推移

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1996年 8月 8日	—	10,000百万円	会社設立
2009年 3月27日	5,000百万円	15,000百万円	増資
2011年 5月25日	5,499百万円	20,499百万円	増資
2017年 3月16日	14,999百万円	35,499百万円	増資

4 株式の総数

発行可能株式総数	2,000千株
発行済株式の総数	886千株
当期末株主数	3名

5 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	886千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	793千株	89.6%	—	—
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	70千株	7.9%	—	—
信 金 中 央 金 庫	22千株	2.5%	—	—

6 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	基金総額	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都千代田区	128,000百万円	生命保険業	1923年11月22日	89.6%

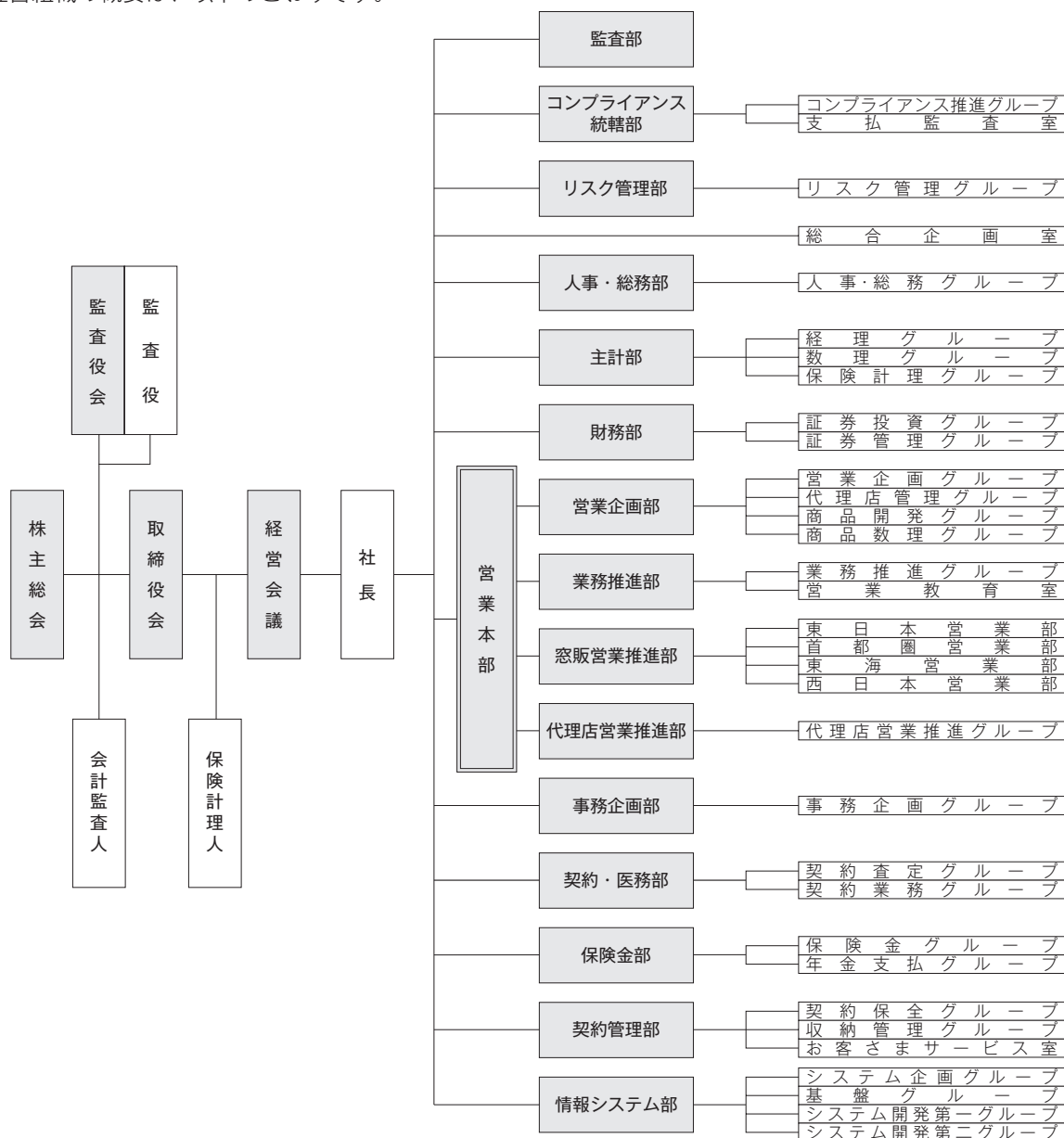
(注)基金総額には基金償却積立金116,000百万円を含む。

7 店舗

本社 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100(代表)

8 経営の組織(2020年7月1日現在)

経営組織の概要は、以下のとおりです。



9 役員略歴(2020年6月25日現在)

(1) 取締役および監査役

男性 12名 女性 0名(取締役および監査役のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名・生年月日	略歴
代表取締役社長 社長執行役員	櫻井 健司 1955年1月3日生	1978年 富国生命保険相互会社入社 2011年 同社 人材開発本部部長 2013年 同社 執行役員人材開発本部部長 2014年 同社 常務執行役員人材開発本部副本部長 2017年 当社 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る
取締役 専務執行役員	栗原 浩孝 1965年2月23日生	1987年 富国生命保険相互会社入社 2014年 同社 人材開発本部部長 2016年 同社 京浜支社長兼首都圏第二ブロック長 2018年 同社 大阪北支社長兼近畿ブロック長 2019年 同社 執行役員大阪北支社長兼近畿ブロック長 2020年 当社 取締役専務執行役員営業本部長 現在に至る
取締役 常務執行役員	由里 浩一 1960年10月31日生	1983年 共栄火災海上保険相互会社入社 2008年 共栄火災海上保険株式会社 北東北支店長 2011年 同社 四国支店長 2014年 同社 東京支店長 2016年 同社 執行役員北海道・東北本部長 2018年 当社 取締役執行役員 2020年 当社 取締役常務執行役員営業本部副本部長 現在に至る
取締役 常務執行役員	阿部 誠 1961年3月8日生	1984年 安田生命保険相互会社入社 2007年 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 保険計理人 2011年 当社 主計部長 2012年 当社 リスク管理部長 2012年 当社 保険計理人兼リスク管理部長 2015年 当社 取締役執行役員 2019年 当社 取締役執行役員総合企画部長 2020年 当社 取締役執行役員総合企画部長兼主計部長 2020年 当社 取締役常務執行役員主計部長 現在に至る
取締役	櫻井 祐記 1952年9月11日生	1976年 富国生命保険相互会社入社 2003年 同社 財務企画部長 2007年 同社 取締役財務企画部長 2009年 同社 取締役執行役員財務企画部長 2009年 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 2014年 富国生命保険相互会社 常務執行役員 2014年 同社 取締役常務執行役員 2019年 同社 取締役専務執行役員 現在に至る 2014年 当社 取締役 現在に至る
取締役執行役員	掛川 敏幹 1961年4月25日生	1985年 富国生命保険相互会社入社 2012年 同社 融資部長 2013年 同社 人事部長 2017年 同社 不動産部長 2019年 当社 執行役員 2019年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	小林 潔 1962年9月10日生	1985年 富国生命保険相互会社入社 2008年 フコク情報システム株式会社 部長 2014年 同社 取締役 2016年 当社 執行役員 2018年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	辺見 直樹 1965年3月17日生	1987年 株式会社日本長期信用銀行入行 2002年 信金中央金庫入庫 2007年 同庫 事業法人営業第1部長 2010年 同庫 法人営業推進部長 2011年 同庫 福岡支店長 2013年 同庫 名古屋支店長 2016年 同庫 法人営業推進部長 2016年 同庫 理事法人営業推進部長 2019年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	有田 親央 1959年2月2日生	1983年 安田生命保険相互会社入社 2005年 富国生命保険相互会社入社 2013年 同社 法人業務部長 2016年 同社 総合営業推進部部長 2016年 同社 執行役員総合営業推進部部長 2018年 同社 執行役員市場開発部長 2020年 当社 取締役執行役員 現在に至る
監査役	柴田 康夫 1950年3月13日生	1972年 富国生命保険相互会社入社 2000年 同社 団体保険管理部長 2002年 同社 関連事業部長 2004年 富国生命スタッフサービス株式会社 代表取締役社長 2015年 当社 監査役 現在に至る
監査役	岡部 昇 1952年2月12日生	1975年 富国生命保険相互会社入社 2005年 同社 団体年金管理部長 2011年 富国ビジネスサービス株式会社 部長 2011年 同社 取締役 2018年 当社 監査役 現在に至る

役職名	氏名・生年月日	略歴
監査役(常勤)	鈴木 直史 1963年7月31日生	1986年 富国生命保険相互会社入社 2006年 同社 秘書室長 2013年 同社 甲府支社長 2015年 同社 関連事業部長 2018年 当社 執行役員 2018年 当社 取締役執行役員 2019年 当社 取締役執行役員業務品質管理部長 2020年 当社 取締役執行役員事務企画部長 2020年 当社 監査役 現在に至る

(2) 執行役員

役職名	氏名・生年月日	略歴
執行役員	矢崎 斉 1966年6月9日生	1989年 富国生命保険相互会社入社 2014年 同社 人材開発本部長 2017年 当社 総合企画部長 2018年 当社 窓販営業推進部長 2019年 当社 執行役員窓販営業推進部長 現在に至る
執行役員	堤 厚志 1965年9月21日生	1988年 明治生命保険相互会社入社 2012年 当社 代理店営業推進部長 2015年 当社 商品開発部長 2018年 当社 営業企画部長 2020年 当社 執行役員営業企画部長 現在に至る

10 会計参与の氏名または名称

会計参与は設置していません。

11 会計監査人の氏名または名称

きさらぎ監査法人

指定社員 後 宏治

指定社員 藤井 元裕

12 従業員の在籍・採用状況

区分	2018年度末 在籍数	2019年度末 在籍数	2018年度 採用数	2019年度 採用数	2019年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	265名	266名	34名	21名	46.7歳	6.5年
(男子)	(173)	(170)	(12)	(14)	(48.9)	(6.7)
(女子)	(92)	(96)	(22)	(7)	(42.8)	(6.2)
(総合職)	(265)	(266)	(34)	(21)	(46.7)	(6.5)
(一般職)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
営業職員	-	-	-	-	-	-
(男子)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(女子)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

13 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	2019年3月	2020年3月
内勤職員	424	423

(注)平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

14 平均給与(営業職員)

該当ありません。

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について

(1) 基本方針

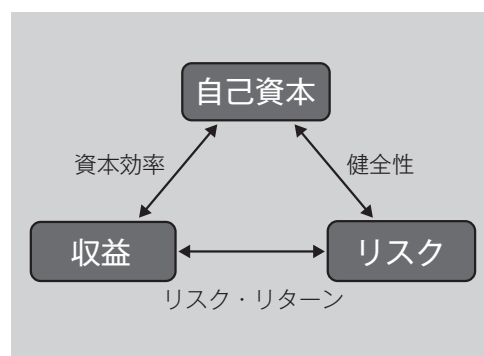
当社は、お客さまに対して長期にわたり安定的に生命保険契約を通じた保障を提供することが、生命保険会社の基本的な責務であるとの認識のもと、生命保険事業を取り巻くリスクに対して適切に対処し、財務の健全性の維持・向上を図っていかねばならないと理解しています。当社では以下に記載のとおり、経営陣が自らリスク管理に携わるなど、実効的なリスク管理に取り組んでいます。

(2) ERM(統括的リスク管理)

ERM(統括的リスク管理)とは、自己資本・リスク・収益を自らの経営戦略と一体で管理することで、健全性の確保、資本効率の向上、リスク・リターンの最適化を図り、企業価値を増大させる経営管理態勢のことです。

当社ではERMの推進にあたり、リスク管理委員会にて各種リスクを部門横断的に一元管理し、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本などの状況を勘案し、リスクの状況を定期的にモニタリングするとともに、これらの状況を取締役に報告する態勢としています。また、ALM委員会にて資産と負債の状況を把握・分析・評価するなど総合的に管理し、経営会議および取締役会に報告する態勢としています。

リスク選好については、リスク・テイクの戦略目標および戦略目標に沿ったリスクの許容範囲を記した「リスク・テイク・ステートメント」を定め、リスクを適切にコントロールするよう努めています。



① リスク管理体制

当社では、取締役会で定められた「統括的リスク管理に関する基本方針」にもとづき、社長を委員長とするリスク管理委員会および、同委員会を適切に運営し、機能を補佐する統括的リスク管理部署(リスク管理部)を設置し、会社全体のリスクの状況を統括的に管理しています。また、各リスクの特性に応じて保険引受リスク管理委員会、資産運用リスク管理委員会、事務リスク管理委員会、システムリスク管理委員会を設置し、専門的に管理しています。

各委員会は、各リスクを担当する取締役が委員長に就任するとともに、担当部署が事務局を務めるなど、委員長と事務局ならびに委員を適切に選任することにより、リスク管理の実効性と牽制機能の確保に努めています。統括的リスク管理部署であるリスク管理部は、すべての委員会に関与することで、リスクを統括管理する態勢を構築しています。こうしたリスク管理態勢が有効に機能していることを監査部が検証しています。

また、当社では、法令で定められたストレステストの他に全社的なストレステストを定期的を実施し、財務の健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会および取締役会に報告され、財務基盤の強化などの検討に役立てています。

ア. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、将来収支予測や第三分野保険における保険事故発生率の事後検証(ストレステスト、負債十分性テスト)を行い、責任準備金の積立水準が適切であることを確認しているほか、各種保険事故発生率に関する自社統計を定期的に取り、その結果をもとに保険料率算定時の計算基礎が適切であったかどうか、また実際の保険事故発生率や金利水準が当初の想定から大きく乖離していないかなどを検証しています。

検証結果にもとづき、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険の活用などの対応を行っています。再保険会社の選定にあたっては、財務的な健全性をもった信用力の高い保険会社とすることを基本方針に掲げ、主要格付会社の格付けなどをベースに再保険先の信用力・担保力の評価を行っています。

イ. 資産運用リスク管理

生命保険事業は公共性の高い事業であり、また、お客さまの大切な財産をお預かりしているという観点から、資産運用は、安全かつ有利な運用を基本原則としています。当社では、個々の資産がもつリスク特性や収益特性を考慮した効率的な投資を実現するためにはリスク管理が極めて重要であることから、資産運用に関するリスク管理に努めています。

具体的には資産運用リスク(市場関連リスク、信用リスク)の状況を定期的に把握・監視しながら、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しています。

なお、当社ではバリュー・アット・リスク(VaR)*を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しています。

※バリュー・アット・リスクとは、過去の実績にもとづいて統計学的に算出した、一定期間内に生じる可能性のある最大損失予想額のことです。

・市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利リスク、有価証券などの価格変動リスク、為替リスクの3つのリスクからなります。

当社では、VaRによる管理を行うとともに、保有制限や損失額の増大を防止するためのルール(ロスカット(損切り)ルール)を定め、管理しています。

・信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、オフバランス資産を含む資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当社では、VaRによる管理を行うとともに、同一企業や同一企業グループへの与信集中を避けるほか、投機的格付債券の保有の抑制に努めています。

ウ. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクまたは市場流動性リスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、資金の出入状況の管理を行うとともに、流動性資産(現預金、コールローン、その他短期運用資産(預金性格の資産、3ヵ月以内に償還の債券など))を一定額以上確保しています。

エ. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を怠る、または事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

当社では、事務基準などを規程化・マニュアル化しており、役職員はそれらに従った正確かつ迅速な事務を行うこととしています。また、自部門内における相互検証が制度化されているほか、監査部門による内部監査にて事後検証を実施するなど、相互牽制機能が正常に働くよう態勢を整備しています。

オ. システムリスク管理

システムリスクとは、システムの停止や誤作動、システムの不備・不正使用などにより損失を被るリスクです。

当社では、インターネットや社内PCを接続するネットワークに関するリスク管理対策として、ファイアウォールを設置しているほか、暗号化ソフトの導入、外部媒体への書出制限などの実施により、コンピュータに記録された情報の漏えい・破壊・改ざんの防止に努めています。

また、昨今のサイバー攻撃の脅威の高まりに対して、攻撃を検知・防御するための技術的対策や組織的対策を講じるなど、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

さらに、外部専門家によるシステムリスク評価を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っています。

カ. その他リスクの管理

その他リスクとは、地震・風水害等の自然災害、テロ・脅迫等の人的災害、または大規模停電・通信障害等の技術的災害などの発生により、業務の継続が困難となるリスク、ならびに、企業情報もしくは個人情報情報の漏えい、法令等の違反、風評の発生などにより、業務の運営が阻害されるなど経営に影響が生じる

リスクです。

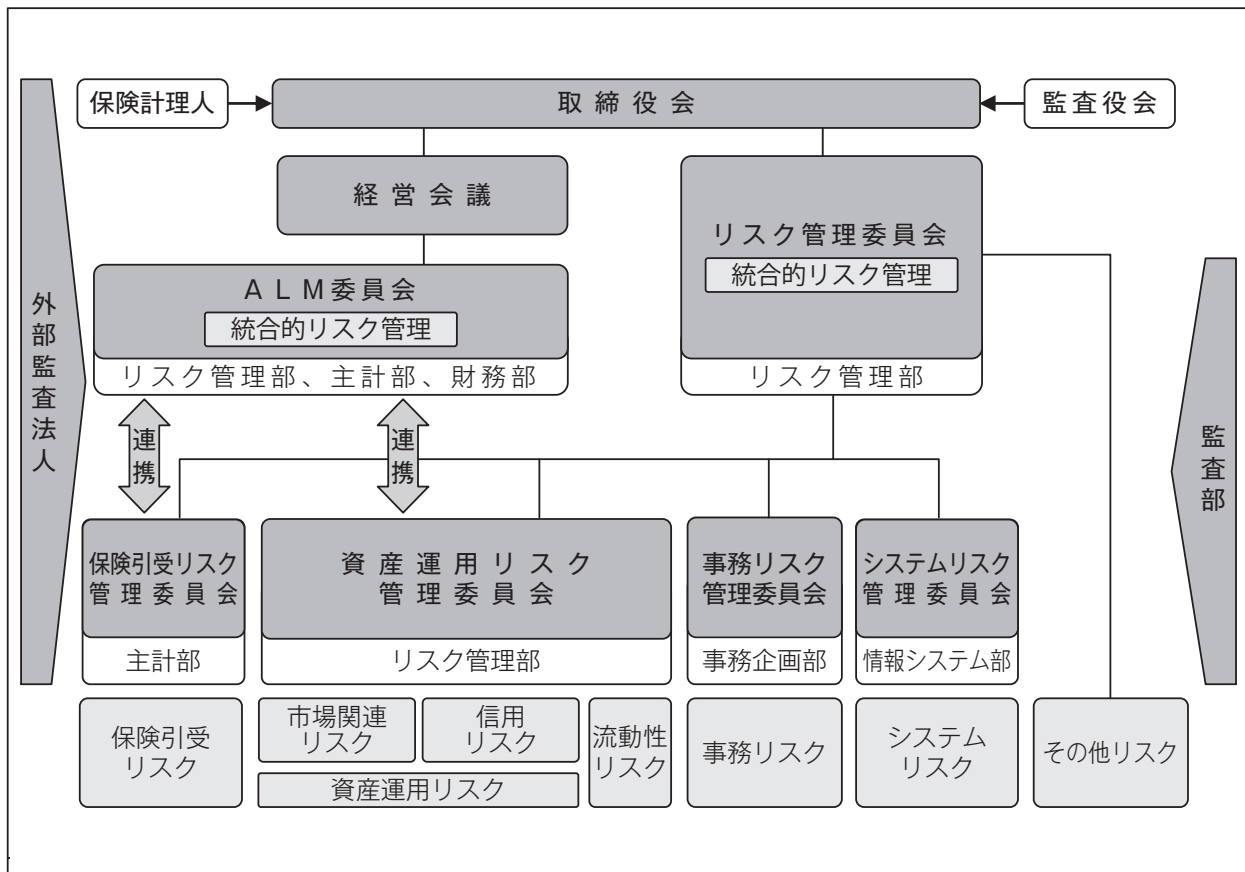
当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、リスクに対しいち早く対処・処理を行うだけでなく、大規模な災害などの発生時においてもお客さまからのお問い合わせやご請求などに対し迅速な対応を可能にする態勢の整備に努めています。

② ALM体制

ALMとは、資産(Asset)と負債(Liability)を総合的に管理(Management)することです。生命保険会社は保険金などを将来お支払いするために責任準備金(負債)を積み立て、資産である債券などで運用しています。市場環境などの悪化時にも保険金などのお支払いを確実にを行うため、資産と負債を適切に管理することが重要になります。

当社では、取締役会で定めた「ALM方針」にもとづきALM委員会を設置し、資産と負債の状況を把握・分析・評価するとともに、今後の方向性について審議しています。審議内容については、経営会議および取締役会へ報告する態勢としており、リスクを適切にコントロールしながら、資産と負債を総合的に管理しています。

ERM (統合的リスク管理)体制 概略図



(注) 各委員会の下に記載の部署は事務局を担当しています。

2 コンプライアンス(法令等遵守)推進態勢について

(1) 基本方針

当社は、生命保険業が高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責務を負っているとの認識のもと、法令および諸規程、ならびに社会規範および企業倫理などを厳格に遵守することが重要であることに鑑み、取締役会において「コンプライアンスに関する基本方針」を定め、コンプライアンスを意識した事業活動を行うためのコンプライアンス推進態勢を構築しています。また、取締役会において「フコクしんらい生命行動規範」を定め、役職員などがコンプライアンスを実践するための指針としています。

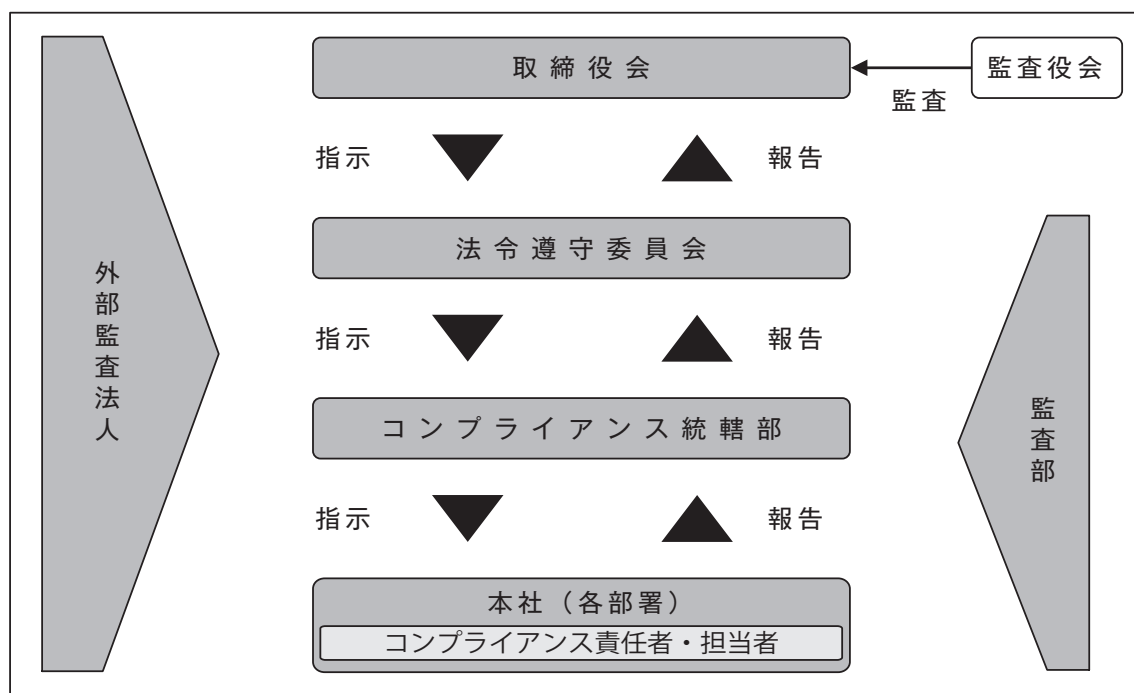
(2) 推進態勢

当社では、法令等遵守態勢を以下のとおりとし、効率的かつ実効性のあるコンプライアンス推進態勢の整備・強化を図っています。

① 組織体制

社長が委員長となる法令遵守委員会は、常勤取締役、執行役員および部長で構成され、法令等遵守状況を把握するとともに、コンプライアンスの推進に関する事項(コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルの改定など)を審議し、コンプライアンスの推進を図っています。また、同委員会の事務局はコンプライアンス統括部署であるコンプライアンス統轄部が担当しています。

コンプライアンスの実践・推進については、社長(コンプライアンス統括責任者)の統括のもと、コンプライアンス統轄部が指示し、各部署のコンプライアンス推進の責任者(コンプライアンス責任者)と実務担当者(コンプライアンス担当者)が行っています。



② コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改定・配付しています。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別コンプライアンス研修を定期的実施し、コンプライアンス意識や知識の向上を図っています。

そして、コンプライアンスに関する役職員などからの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける相談窓口を社内外に設け、不適正な事象の早期発見に努めています。万一、不適正な事象が発生した際には迅速かつ適切な対応を行い、再発防止策を講ずることとしています。

3 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性)

医療保険などのいわゆる第三分野保険は、医療政策等の外的要因の影響を受けやすく、将来の給付金等の支払いについて不確実性を有していると考えられています。そのような第三分野保険の特性を踏まえて、法令および社内規程に定める方法によって定期的にストレステストおよび負債十分性テストを実施し、責任準備金の積立額が将来の給付を十分まかなえる水準であることを確認しています。

(1) テストの概要

当社ではストレステストの実施にあたり、過去の保険事故発生率等の実績にもとづいて将来10年間の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率Aという)と、97.7%をカバーする発生率(危険発生率Bという)を統計的手法により予測しています。この危険発生率Aおよび危険発生率Bを用いて将来の給付額を計算し、それらが保険料計算における予定発生率を用いて計算された将来の給付額を超過していないかを確認しています。

危険発生率Aによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てます。さらに、危険発生率Bによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てるとともに負債十分性テストを実施し、保険料積立金に不足が生じている場合は、保険料積立金を追加して積み立てます。

(2) テストの結果

2019年度決算においては、ストレステストにもとづく危険準備金として積み立てる金額はありません。また、負債十分性テストは、対象となる契約区分がなかったことから実施していません。

なお、危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程にもとづき、算定部署から独立している保険引受リスク管理委員会において、その合理性および妥当性について確認し、牽制機能を確保しています。

◇ストレステストおよび負債十分性テストの結果

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
保険料積立金	—	—
危険準備金	—	—

4 個人情報等の保護について

当社は、お客さまから信頼される保険会社であるために個人情報の取扱いが重要であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守し、個人情報の適正な取扱いおよび保護に努めています。

(1) プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について

当社では、個人情報に関する方針として「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている個人情報の取扱いルールとして各種規程を定め、お客さまからの個人情報に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、個人情報の取扱いに関する方針を定め、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)その他の関連法令・ガイドラインなどを遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護、および個人情報の取扱いに関するお客さまからのご質問、ご相談・お申出などに対して迅速かつ適切な対応に努めております。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お預かりした個人情報を、以下に記載する利用目的のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社のホームページおよびディスクロージャー誌などに掲載することにより公表するほか、書面などによりお客さまから直接個人情報を収集する場合に明示いたします。

2. 収集する個人情報の種類

保険などの契約に必要な個人情報として、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号の他、お客さまの健康状態、職業などについて収集いたします。

また、当社が提供する各種サービスに関連して本人確認に必要な個人情報などのご提出をお願いする場合がございます。

3. 個人情報の収集方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインなどに照らして適法・公正な方法にて、主に、申込書・契約書やアンケートにより収集いたします。

また、キャンペーン等の実施により、インターネット・郵送等で個人情報を収集する場合があります。

4. 個人情報の提供

当社では、以下の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令にもとづく場合など、個人情報保護法第23条第1項各号に定められた場合
- (2) 個人情報保護法第23条第5項第1号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合
- (3) 個人情報保護法第23条第5項第3号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、関連会社・提携会社との間で個人情報を共同利用する場合、および保険制度の健全な運営に必要なため、お客さまの保険契約などに関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社などと共同して利用する場合など(詳細は当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問合わせ先」までご連絡ください)
- (4) その他個人情報保護法にもとづき提供が認められる場合

5. 個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じるとともに、個人情報への不正なアクセスなどが行われることを防止するために適切な対策を講じます。

また、当社役職員に対し、研修などを通じて個人情報の適切な取扱いの周知徹底を継続的に行います。

6. お客さまからの開示・訂正・利用停止などのご依頼

お客さまからご自身の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、利用停止などまたは第三者への提供の停止のご依頼があった場合は、ご本人からのお申し出であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応いたします。具体的な手続方法、ならびに利用目的の通知および開示請求に際し申し受けます手数料の詳細につきましては、当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

7. プライバシーポリシーの見直し

当社は、本プライバシーポリシー各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。

また、本プライバシーポリシーを変更した場合、すみやかに当社のホームページに掲載し、公表いたします。

8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先

個人情報の取扱いに関する問い合わせは、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室

電 話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL：<https://www.fukokushinrai.co.jp>

9. 認定個人情報保護団体におけるお申出・相談窓口

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会に加盟しております。

同協会の対象事業者である生命保険会社の個人情報の取扱いに関するお申出・相談窓口は以下のとおりです。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

電 話 03-3286-2648

ホームページURL：<https://www.seiho.or.jp>

10. 特定個人情報等の取扱い

お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に規定する特定個人情報、および個人番号の取扱いにつきましては、別途定める「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」によるものとします。

(2) 特定個人情報等の取扱いについて

当社では、特定個人情報等に関する基本方針として「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている特定個人情報等の取扱ルールとして各種規程を定め、お客さまからの特定個人情報等に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）に規定する特定個人情報（※）、および個人番号（以下、併せて「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、番号法・その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な特定個人情報等の適正な管理・利用と保護、および特定個人情報等の取扱いに関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めます。
※「特定個人情報」とは、個人情報のうち、個人番号（または個人番号の代替物）をその内容に含むものをいいます。

1. 特定個人情報等の利用目的

当社は、お預かりした特定個人情報等を、番号法に規定する下記の個人番号関係事務のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (3) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- (4) 株式等の譲渡の対価等の支払調書作成事務
- (5) 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- (6) 前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

2. 特定個人情報等の収集

当社は、番号法に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合にのみ、特定個人情報等を収集し、また、お客さまに特定個人情報等のご提供をお願いします。

3. 特定個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりした特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の必要かつ適切な管理のために、取扱規程等を策定するとともに、番号法等に規定する「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」および「技術的安全管理措置」を講じます。

また、当社の従業員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報等の提供

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

5. 個人番号の廃棄

当社は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に規定する保存期間が経過したときは、個人番号をすみやかに廃棄または削除します。

6. 特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ先

特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
電話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL : <https://www.fukokushinrai.co.jp>

5 勧誘方針について

当社は、金融商品の販売においては、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令等を遵守し、お客さまを第一に考えた適正・適切な勧誘を行うよう努めています。

なお、当社では、金融商品の販売等に関する法律にもとづく「勧誘方針」を定めて公表しています。

勧誘方針

フコクしんらい生命保険株式会社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。特に、未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から適切な勧誘に努めます。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、時間・場所等に十分配慮するように努めます。また、お客さまからのご契約のお申し込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。また、市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

3. お客さまに関する情報は厳正に取り扱います

お客さまのプライバシーを保護するため、業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた「プライバシーポリシー」に則り、厳正に取り扱います。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことから断定的な説明は行いません。

5. 高齢者のお客さまが誤解や誤認のないよう努め、契約の意思確認を行います

高齢者のお客さまには、保険商品について十分ご理解いただき安心して保険商品加入のご検討をいただけるよう、適切かつ十分な説明を行うよう努めます。また商品の特性等を勘案したうえで誤解や誤認のないよう努め、契約の際のトラブルの未然防止、早期発見に努めます。

6 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびにご契約者などへの被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」を以下のとおり定めています。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

1. 目的

本方針は、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびにご契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含まれます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係をもちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点またはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

(3) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、その対応を担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役および反社会的勢力対応担当取締役の指揮の下、組織全体のみならず、関連会社とも連携して対応します。

(4) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力との関係遮断に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(5) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

4. 体制の整備

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するために、当社における一元的な管理態勢の整備および運用を統括する部署を設置し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援する体制を構築します。

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

(1) 経営環境

2019年度のわが国の経済は、前半は緩和的な金融環境や積極的な財政支出、雇用・所得環境の改善などを背景に、個人消費や企業収益が底堅さを維持しましたが、後半は消費増税や米中貿易摩擦の影響などによる世界経済の減速、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより失速し、個人消費や輸出、生産が弱含むなど、下押し圧力が強まりました。

国内株式については、日経平均株価は21,500円台での取引開始となりました。4月に22,300円台まで上昇した後、米中貿易摩擦の激化などによって8月には20,100円台まで下落しましたが、米連邦準備制度理事会(FRB)が7月以降3会合連続で利下げを行ったことや、米中通商交渉の進展期待が高まったことから上昇基調を辿り、12月には一時24,000円台を回復しました。しかし、中国発の新型コロナウイルスがパンデミックとなると、世界的に株価が下落、3月には日経平均株価は16,300円台まで下落しましたが、各国の金融緩和や経済対策などが株価の下支えとなり、年度末は18,900円台で取引を終えました。

長期金利については、10年国債利回りは $\Delta 0.085\%$ で取引を開始しました。4月に $\Delta 0.010\%$ まで上昇しましたが、その後は世界景気の下振れ懸念などから低下基調となり、9月には米中貿易摩擦の激化に加え、米長期金利が一段と低下したことから、 $\Delta 0.295\%$ まで低下しました。その後、米中通商交渉の進展期待などを背景に上昇し、長期金利は0%を超える場面もありましたが、1月以降は新型コロナウイルスの感染拡大懸念を受けたリスク回避の動きにより再び低下基調となりました。3月には、株価の急落が進む中、企業や投資家が投資資金を現金化する動きが加速し、長期金利は急上昇してプラス圏となり、年度末は0.005%で取引を終了しました。

ドル円相場については、110円台で取引を開始しました。4月に112円台まで上昇した後、米中貿易摩擦への警戒感や、FRBの利下げ観測の高まりを受けて下落基調となり、8月に104円台まで円高が進みました。その後、米中通商交渉の進展期待から上昇基調となり、2月に112円台を付ける場面もありましたが、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大すると、リスク回避から101円台まで円買いが進みました。その後、市場の信用不安から世界的にドル資金需要が高まったことでドル買いが進み、年度末は107円台で取引を終えました。

生命保険業界においては、長寿化や健康増進意識の高まりなどの社会環境の変化に対応して、デジタル技術やデータを利活用し、健康増進や医療・介護等に関する保険商品やサービスを提供する動きが引き続き見られました。

保険販売面においては、6月に法人向け定期保険等の税務上の取扱いに係る法人税基本通達等が一部改正されたことを受けて、保険本来の機能ではない部分が過度に強調されないよう、各社において適切な募集態勢の整備が行なわれました。また、外貨建ての貯蓄性商品に関する苦情が多数発生したことを受けて、販売時における情報提供の充実や研修など、募集人教育の向上を図る取組みが進められ、2月には、業界共通教育制度として「外貨建保険販売資格試験」が新設されることが決定されました。

7月には、生命保険協会よりお客さまの最善の利益を追求する顧客本位の業務運営を徹底していくことが重要との考えが示され、その後、全生命保険会社を対象とした取組みに関するアンケート結果が公表されるなど、顧客本位の業務運営の更なる高度化に向けた取組みが業界を挙げて進められています。

また、直近では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、金融庁より「新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について(要請)」が発出されたことを受け、生命保険協会は、3月に業界として保険料払込猶予期間の延長措置等の対応をしていく旨を各社に通知し、各社はその取扱いを公表しました。

(2) 事業の経過

このような経営環境の中、当社は「一翼をになう存在をめざして」を企業理念に掲げ、代理店を通じた保険商品の販売に特化した専門会社として、金融機関代理店チャンネルと金融機関代理店以外の代理店チャンネル(以下、「一般代理店チャンネル」といいます。)の2軸を中心に事業を展開し、お客さま一人ひとりの生活をはじめ代理店などのパートナーやグループ企業の、延いては社会全体の一翼を担う存在となるべく努めてきました。また、フコク生命グループの一員である当社は、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していくというフコク生命グループ共通の価値観である「お客さま基点」のもと、お客さま本位の業務運営を推進してきました。当社がお客さま本位の業務運営を推進していく上での考え方を表した『「お客さま基点」の業務運営方針』に関する取組みについて、その取組状況を測る指標である「お客さま総合満足度」を踏まえて検証、見直しを行い、業務品質の向上を図っています。6月には取組状況及び「お客さま総合満足度」を公表し、お客さまに当社の状況をご理解いただけるよう努めています。

商品・お客さまサービス面では、長寿化などを背景にリスクやお客さまのニーズが多様化する中、特に不安が高まる認知症・介護の分野に対して、新たな商品やサービスを展開しました。

10月には、業界初となる公的介護保険制度の要介護認定において最も軽い要支援1の認定からの給付を有する軽度介護保障特約を発売しました。本商品は、健康状態にかかわらず2年ごとに支払う「予防・治療給付金」や軽度認知障害(MCI)に対する給付も有しており、予防や早期発見・早期治療に向けた行動を後押しする保

障内容となっています。さらに、本特約と同時付加となる介護保障定期保険特約の保障と合わせることで、認知症・介護に対して、予防から軽度、そして重度の状態まで段階的な給付が可能となり、認知症や要介護状態になった後も、お客さまが住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることの助としてお役に立てます。

併せて、軽度介護保障特約の契約者さま・被保険者さまには、認知機能の維持・向上を目指す脳トレサービス「Active Brain Club」（スマホアプリ及び脳トレドリル）を提供し、認知症予防に向けた取組みを支援しています。また、全ての契約者さま向けにセコム株式会社が提供する「セコムみまもりホン」を優待価格でご利用いただけるサービスを開始しました。「セコムみまもりホン」では、救急通報や健康相談、家族間での安否確認などが行え、ご高齢の方や持病のある方とそのご家族のニーズに応えたサービスとなっています。

お客さまの利便性向上に向けては、引き続き、お客さまアンケートや各種お申出、苦情などのさまざまな「お客さまの声」を経営に活かすべく取組みを進めています。今年度は、従来のお客さまアンケートに加え、既契約者インタビューを実施し、より深度あるお客さま満足度の要因分析及びお客さまの潜在ニーズの把握に努めました。また、新たな取組みとして、10月より「先進医療給付金直接支払サービス」を開始しました。技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも特に高額となる「重粒子線（炭素イオン線）治療」及び「陽子線治療」について、お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、当社が先進医療給付金を直接医療機関へお支払いし、お客さまの一時的な経済的負担を軽減します。加えて、ご高齢の方へのサービス向上に向けて、お客さま相談窓口のオペレーターに対し、ご高齢の方が聞き取りやすい話法などを習得するための研修を実施しました。

当社では今後とも、こうした取組みを通じて、お客さまにご満足いただける商品、サービスの提供に努めていきます。

営業面では、保障性商品の着実な保有伸長に向けた販売推進及び貯蓄性商品の安定供給を行いました。具体的には、保障性商品では、軽度介護保障特約及び介護保障定期保険特約を付加した定期保険や医療保険の販売を推進しました。また、貯蓄性商品では、相続時の円滑な資産承継に対するニーズは根強いことから、当社は円建ての一時払型商品として利率更改型一時払終身保険をリスク管理に留意のうえ安定的に供給しました。

金融機関代理店チャネルによる保険販売においては、全国の信用金庫をはじめとする金融機関と提携し、定期保険や医療保険といった保障性商品と利率更改型一時払終身保険といった貯蓄性商品の提供を行いました。保障性商品については、10月発売の軽度介護保障特約を足がかりに、定期保険の取扱金融機関数が増加し、貯蓄性商品については、利率更改型一時払終身保険の販売を市場金利を踏まえつつ継続した結果、保険料収入の伸長に貢献しています。

一般代理店チャネルによる保険販売においては、引き続き業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店を通じて、定期保険、医療保険、収入保障保険といった保障性商品を中心に提供を行った結果、医療保険の販売量が増加し、保障性商品の着実な保有伸長に貢献しています。

なお、2019年4月より富国生命のお客さまアドバイザーによる利率更改型一時払終身保険の販売を開始しています。今後も、フコク生命グループ内の経営資源を有効活用したシナジーの更なる発揮に向けて取り組んでいきます。

資産運用面では、資金の性格に鑑み安全性を基本としつつ、長期・安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、引き続き国内公社債への投資を軸とする運用を行いました。また、金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性向上も図っていきます。なお、当社では、お客さまの大切な資産をお預かりし運用する機関投資家として、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入を表明しており、スチュワードシップ活動にかかる方針や議決権行使の結果などを公表しています。

そのほか、9月には、直面する超高齢社会に対し、様々なステークホルダーとの共創による新たな価値の創造に取り組むべく「人生100年時代共創プロジェクト」を開始しました。当社はこれまでも、超高齢社会における重要な課題の一つである認知症への対応として、認知症・介護に備えるための商品やサービスの開発だけでなく、認知症に関する啓発セミナーの開催などもパートナーである信用金庫や公文教育研究会と共に行ってきました。今後も本プロジェクトを通じて、生命保険会社としての社会的役割の拡大やより良い社会の実現に貢献すべく取り組んでいきます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に対しては、感染拡大の状況を踏まえ、2月に緊急対策本部を設置しました。在宅勤務等の感染拡大防止に向けた取組みを推進するとともに、保険金・給付金のお支払いをはじめとした顧客保護の観点から重要な業務を継続し、生命保険会社として金融機能の維持に努めました。お客さまに対しては、保険料払込猶予期間の延長措置や保険金等の請求手続きの簡易取扱いなどを実施しており、引き続きお客さまに寄り添った対応を行ってまいります。

(3) 事業の概要

① 新契約高、減少契約高及び保有契約高の状況及び推移

個人保険及び個人年金保険は、新契約高が1,110億円（前年度比55.3%増）、減少契約高が1,889億円（前年度比38.7%増）となり、保有契約高は2兆4,013億円（前年度末比3.1%減）となりました。

また、団体保険の保有契約高は1,903億円（前年度末比0.9%減）となり、個人保険及び個人年金保険の保有契約高に団体保険の保有契約高を加えた保有契約高全体では2兆5,916億円（前年度末比3.0%減）となりました。

② 収支及び資産運用の状況

収入面では、保険料等収入は964億円（前年度比86.0%増）となりました。また、資産運用収益は247億円

(前年度比3.1%減)となりました。また、責任準備金戻入額が447億円(前年度比33.5%増)となり、その他経常収益を含めた経常収益は1,670億円(前年度比49.6%増)となりました。

支出面では、保険金等支払金は1,529億円(前年度比58.6%増)となり、責任準備金等繰入額は0百万円(前年度比100.0%減)となりました。また、資産運用費用は23百万円(前年度比14.5%減)、事業費は75億円(前年度比3.1%増)となり、その他経常費用を含めた経常費用は1,661億円(前年度比50.9%増)となりました。

以上の結果、経常利益は8億円(前年度比45.4%減)となりました。

経常利益に価格変動準備金繰入額3億円を含む特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税、法人税等調整額を加算減算した結果、当期純利益は1億円(前年度比63.3%減)となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標である基礎利益は△8億円となりました。

③ 資産・負債の状況

総資産は、前年度末から490億円減少し、1兆8,395億円(前年度末比2.6%減)となりました。主な内訳は、公社債1兆6,951億円であり、総資産構成比は92.1%です。

責任準備金は447億円の戻入となり、当年度末の責任準備金の残高は1兆7,352億円(前年度末比2.5%減)となりました。なお、責任準備金のうち、保険料積立金は平準純保険料式により計算しています。また、価格変動準備金へは3億円を繰り入れ、当年度末の価格変動準備金の残高は104億円(前年度末比3.4%増)となりました。

(4) 会社が対処すべき課題

現在、生命保険会社を取り巻く経営環境は、人口減少や高齢化、超低金利の継続、デジタルライゼーションの急速な展開など、社会構造の大きな変化の中にあります。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により社会・経済環境は大きく変化しており、当社の事業運営も大きな影響を受けています。こうした変化の大きい環境の中でこそ、当社はお客さまに安心を提供する生命保険会社として、安定的かつ永続的に事業を運営していくことが求められていることを改めて認識しており、以下の課題に対処していきます。

フコク生命グループにおける、代理店を通じた保険商品の販売に特化した専門会社である当社では、金融機関代理店チャンネルにおいて貯蓄性一時払商品を中心に販売してきた結果、収益に占める利差益の割合が高く市場環境の影響を受けやすい収益構造となっており、安定的な事業運営を行う上でリスクを包含していると認識しています。そのため、従来、保障性平準払商品の拡販を行い、収益の源泉の多様化による収益面での構造改革を中長期的な時間軸の中で進めてきました。今後も、引き続き、バランスの取れた商品ポートフォリオの構築による収益の安定化を図るべく、チャンネルごとに次の対応を進めていきます。

金融機関代理店チャンネルにおいては、2019年10月発売の軽度介護保障特約を足がかりに、引き続き定期保険、医療保険などの保障性商品の取扱代理店の増店に取組み、中期的な成長の柱とすべく、営業を展開していきます。また、利率更改型一時払終身保険をはじめとした貯蓄性商品についても、リスク管理に留意したうえで、安定的な供給を行い、引き続きお客さまの資産形成、資産継承ニーズに応えていきます。一般代理店チャンネルにおいては、保障性商品の販売に関するスキルを活かし、引き続き保障性商品の保有契約増加へ向けて、その活性化に努めていきます。

また、営業体制面においては、2020年4月より営業推進体制の更なる強化を目的に、営業部門を統括する部門として「営業本部」を新設し、その傘下に両チャンネルの一体的な業務推進及び営業支援体制の強化を図るべく「業務推進部」を新設しており、今後、チャンネルを横断した統合的な営業戦略の立案等を進めていきます。

これらにより、保障性商品の保有契約高を積み増し、金利環境に左右されないバランスの取れた収益構造を構築するとともに、貯蓄性商品を安定的に供給することで収益の確保を目指していきます。あわせて、事業を運営していく上での適正な計画の策定と事業費管理の徹底や、適切なリスク管理の下での運用手段の多様化などを通じて収益力の改善に努めていきます。

経営管理面では、統合的リスク管理の推進により、安定した利益の確保や財務の健全性の向上を図り、お客さまへより一層の安心とさらなる付加価値の提供に努めています。コンプライアンスについても、役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上を図るとともに、各種法令対応を適切に行っていきます。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、引き続き態勢整備を進めていきます。

フコク生命グループでは、企業活動の原点をグループ共通の価値観である「お客さま基点」とし、お客さまをはじめあらゆるステークホルダーとの接点におきまして、「お客さま基点」をベースに丁寧な取組みに努めることで、経営の差別化を図っています。当社においては、チャンネルや商品の構成上、ご高齢の方との接点が多いことから、特にお客さまサービスの分野について、その特性に配慮した業務運営態勢等の構築に努めてきました。引き続き『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、ご高齢の方はもとより、すべてのお客さまの利便性の向上に資する取組みを推進することを通じて企業品質の向上を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応も喫緊の課題として認識しています。当社は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、お客さま及び代理店等のパートナー、従業員の安全を最優先に考えた事業運営を行うとともに、生命保険会社としてお客さまに寄り添った対応を徹底することで、お客さまの生活をはじめ社会の一翼を担う存在となるべく努めていきます。

2 契約者懇談会開催の状況

2019年度は開催していません。

3 お客さまからのお申し出と苦情の状況

(1) お客さまからのお申し出(各種ご請求・相談など)と苦情の状況

当社では、お客さまサービス室内にお客さまからの電話によるご相談窓口として「お客さま相談窓口」を設置し、さまざまなご請求・ご相談・ご要望にお応えしています。

また、「お客さまの声」を直接会社に届けていただくことを目的とし、「お客さまの声はがき」を新契約の保険証券お届け時に同封しています。

2019年度のお申し出・苦情の状況については、以下のとおりです。

お申し出・苦情の件数

申出項目	2018年度			2019年度		
	申し出	苦情	合計	申し出	苦情	合計
1. 新契約(資料請求など)	3,864	228	4,092	3,932	308	4,240
2. 収納関係(保険料の払込みなど)	4,163	397	4,560	3,966	395	4,361
3. 保全関係(住所変更、解約、契約者貸付など)	44,830	594	45,424	43,290	861	44,151
4. 保険金・給付金関係(請求および支払など)	13,364	323	13,687	17,826	614	18,440
5. 控除証明など	1,967	20	1,987	1,951	23	1,974
6. その他	7,394	839	8,233	8,727	1,807	10,534
合計	75,582	2,401	77,983	79,692	4,008	83,700

2018年度と比べ、申出件数は全体で4,110件、苦情件数は全体で1,607件の増加となっています。

年金のお支払いが開始となる契約の増加にともない、年金に関する苦情やマイナンバー申告に関するお問い合わせが増加しています。

(2) 「お客さまの声」を活かした取組み(苦情からの改善事例)

当社では、『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場に立った業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。お客さま相談窓口や代理店などによせられたご意見・ご要望、さらに苦情も含めて当社の貴重な財産と認識し、お客さま満足度の高い企業へ向けた取組みに反映させるよう努めています。

その一例として、当社の商品・サービスの向上と業務の改善を目的として立ち上げた、お客さまの声委員会において、定期的に「お客さまの声」への対応状況をP(計画)・D(実行)・C(評価)・A(改善)サイクルに沿ってチェックしながら、「お客さまの声」を業務改善に活かす取組みを行っています。

「お客さまの声」を活かして業務改善した事例は以下のとおりです。

★お申し出：契約者は高齢で電話できないのに、家族からの申し出では手続書類の送付を受け付けてくれないのか。

☆改善内容：ご高齢や障がいがある等の理由で契約者さまからのお申し出が困難な場合、一定の条件で、お申し出いただける方の範囲を拡大し、契約者さまあてに請求書類を送付することとしました。

★お申し出：先日、契約の申込みをしたが、保障が始まるのはいつか。また、保険証券が届くのが遅い。

☆改善内容：お申込みいただいてから少しでも早く保障を開始し、保険証券をお届けするために新たな責任開始期に関する特約を開発しました。

(注)金融機関代理店をとおしてご加入いただける、一部商品に限ります。

4 金融ADR制度について

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続のことで、身の回りで起こるトラブルに対し、裁判ではなく、中立・公正な立場で第三者が介在し柔軟な解決を図る手続です。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会となっており、当社は2010年10月から(一社)生命保険協会との間で、紛争解決等手続に関する「手続実施基本契約」を締結しています。

当社では、お客さまからの苦情のお申し出を承った場合は、迅速・誠実に対応し、適正な解決を図るように努めていますが、当社の対応で解決にいたらない場合は、お客さまのご判断により、指定紛争解決機関にお申し出いただくこともできます。

(一社)生命保険協会の生命保険相談所では、生命保険に関するさまざまなご相談やご照会、苦情をお受けしています。

生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会に申し立てることができます。詳しくは、(一社)生命保険協会のホームページでご覧いただけます。

(一社)生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

5 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

① ディスクロージャー誌などによる情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」(本誌)を毎年作成しています。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置くとともに、生命保険協会など関係機関へも配付しています。さらに、本誌を当社ホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しています。

また、ご契約者へ年1回ご送付しています「ご契約内容のお知らせ」とともに、直近の主要業績などを記載した「営業のご案内」をお送りしています。

(フコクしんらいレポート)



(営業のご案内)



② ホームページによる情報提供

当社では、ホームページを通じて、保険金・給付金等のご請求手続のご案内、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報とともに、当社をよりご理解いただくためのコンテンツをご提供しています。また、「ニュースリリース」や「お知らせ」では当社に関する情報も随時発信しています。

ホームページアドレス <https://www.fukokushinrai.co.jp/>

(ホームページ)



(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

個別商品に関する特徴やしきみについては、商品パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しています。ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「ご契約のしおり・約款」をお渡しし、注意喚起情報・お客さまの個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申し込みいただく保険商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客さまにご確認いただくこととしています。

(商品パンフレット)



(商品パンフレット)



(ご契約のしおり・約款)



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、以下のような情報提供を行っています。

保険料のお払込みにに関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料口座振替についてのご案内(年払、半年払) ・保険料振替口座登録完了のお知らせ ・口座振替再請求のご案内 ・保険料振替貸付のご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容のお知らせ ・生命保険契約失効のご案内 ・保険料振替貸付金残高のお知らせ ・保険期間満了のお知らせ ・更新のご案内
貸付金に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・利息繰入のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険料控除証明書
満期保険金・年金・祝金等に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続きのご案内

③ ご契約内容などに関する情報提供

ご契約者からのご照会については、「お客さま相談窓口」で承っています。

ご契約内容はもとより、解約返戻金などの試算、貸付金の残高など、ご契約に関するさまざまな内容・お手続きについてご照会いただけます。

<お客さま相談窓口>

電話番号：0120-700-651 ※通話料無料

受付時間：9:00～18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

6 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

ご契約者が、生命保険商品および制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、ご契約者に是非ご理解いただきたい情報については、ご契約の際にお渡しする「ご契約のしおり・約款」および「注意喚起情報」に記載しています。主なものは以下のとおりです。

クーリング・オフ制度 申込者または保険契約者は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面(郵送)によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて8日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料(充当金)の領収日(当社指定の金融機関口座へお振り込みいただいた場合、指定口座への着金日)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内

ただし、当社の指定した医師の診査を受けた場合や法人を保険契約者とする保険契約などの場合は、クーリング・オフの取扱いはできません。

告知義務・告知義務違反 保険会社にご契約を引き受ける場合、お客さまに過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態、ご職業などについて書面(告知書)にておたずねし、ありのままを正確にもれなくお知らせいただくことになっています。これを告知義務といいます。告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

保険金・給付金などが支払われない場合 ご契約が継続していても保険金・給付金などが支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から3年以内に自殺したとき②保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき(ただし、死亡した被保険者の数によっては全額または削減して支払うことがあります。)などの場合には、保険金・給付金などは支払われません。

ご契約の失効 保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金などが支払われなくなります。なお、ご契約の保険種類によっては、保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立て替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、保険契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は保険金などの支払いに、一部はご契約を管理する費用などに充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。

7 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的考え方

当社では『お客さま基点』の業務運営方針のもと、生命保険商品・サービスの提供に際し、お客さまの最善の利益を実現するためには、お客さまのニーズを的確に捉え、必要な情報を適切に分かりやすくご提供することが重要であると考えています。この認識のもと、生命保険商品やご提供しているサービスに関する知識はもちろんのこと、コンプライアンス、社会保障制度やライフプランニングなど、お客さまにご提案を行ううえで必要となる知識・技術を習得できるよう、代理店に対し、定期的・継続的に教育・研修を実施しています。これからも、知識・技術の質を高め、お客さまに高い価値をご提供するよう努めます。

(2) 業界共通教育

初めて代理店(募集人)となるには、所定の研修を受け、その後生命保険協会が実施する一般課程試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。当社では、一般課程研修カリキュラムにもとづき、一般課程試験の合格に向けた「基礎研修」と、実践販売の基礎を習得する「実践研修」を実施しています。

その後、段階に応じて、専門・応用・大学課程各試験への取組みを推進し、より幅広い知識の習得と販売技術の向上を目指すよう指導しています。

また、生命保険協会は2009年4月に、生命保険募集人が募集活動を行うにあたり、「お客さま重視・法令等遵守」の視点を持ち続けていくために、毎年継続・反復的に教育を受けていく仕組みとして「継続教育制度」を新設しました。当社では、継続教育制度標準カリキュラムにもとづき、より効果的な研修体系を用意し、生命保険募集人が「お客さま重視・法令等遵守」の視点にもとづいた行動をとることができるよう努めています。

(3) 当社独自研修

① 金融機関代理店向け研修

全国の信用金庫に対して、フコク生命千葉ニュータウン研修センターにおいて、研修会を実施しています。

イ. 新任窓販担当者研修

金庫本部の新たに実務担当者となられた方を対象とした、商品・事務・コンプライアンスに係る基本的な知識等の習得を通じ、生保窓販の全体像を把握する研修会です。2019年度は1回実施し、50金庫50名の参加となりました。

ロ. 監査・検査部門担当者研修

金庫本部の監査・検査部門および生保窓販担当部門の役席者・責任者の方を対象とした、外部講師(弁護士など)による講演や他金庫との情報交換などを通じ、コンプライアンスおよび監査・検査時の課題・ポイントを理解する研修会です。2019年度は1回実施し、24金庫29名の参加となりました。

② 一般代理店向け研修

業界共通教育に加え生命保険商品の販売に必要となる、幅広い知識や販売技術の習得に向けた研修を実施しています。

イ. 基礎知識編

フコクしんらい生命の商品・各種事務(新契約・保全)、公的制度(医療・年金)、税務の基礎知識、コンプライアンス

ロ. 販売スキル編

顧客情報取得の重要性、ライフプランニング、保険証券の分析、必要保障額とアプローチの方法、設計書作成方法、プレゼンテーションの仕方



8 新規開発商品の状況

当社では創業以来、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計ができるよう努めています。直近の新商品はつぎのとおりです。

●「軽度介護保障特約」の販売開始(2019年10月2日)

自助努力により認知症や介護に備えるニーズが高まっている現状を踏まえ、当社では2018年4月2日より「介護保障定期保険特約」を販売しております。今般さらに認知症や要介護状態になることを防ぐための商品として「軽度介護保障特約」を開発し、2019年10月2日より販売を開始しました。

【定期保険に介護保障定期保険特約と合わせて付加した場合】

軽度介護保障特約	生存給付金	2年ごとに生存の保障
	90日免責 認知障害給付金	軽度認知障害、認知症の保障
	要支援給付金	要支援1・2の保障
+ 介護保障定期保険特約	軽度介護給付金	要介護1以上(要介護状態)、高度障害の保障
	90日免責 認知症診断給付金	認知症の保障
+ 定期保険(主契約)	介護保険金 または 特約死亡(高度障害)保険金	要介護2以上(要介護状態)、 死亡、高度障害の保障
	死亡(高度障害)保険金	死亡、高度障害の保障

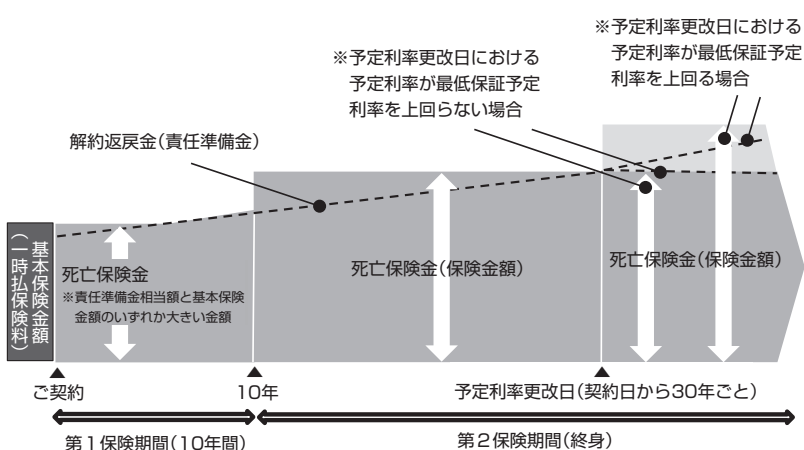
自動更新

軽度介護保障特約の特徴

- ①介護保障定期保険特約と合わせて主契約に付加して取り扱います。
- ②2年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時および特約の保険期間満了時に生存している場合、生存給付金を支払います。
- ③所定の軽度認知障害または認知症と診断確定された場合、認知障害給付金を支払います。
- ④公的介護保険制度の要支援1または要支援2の認定を受けた場合、要支援給付金を支払います。
- ⑤公的介護保険制度の要介護1以上の認定を受けた場合や、所定の要介護状態または高度障害状態になられた場合に、軽度介護給付金を支払います。

●「利率更改型一時払終身保険」の販売開始(2018年10月1日)

お客さまの死亡保障ニーズや資産運用ニーズを満たす無告知型の円建て終身保険として「利率更改型一時払終身保険」を開発し、2018年10月1日より販売を開始しました。



利率更改型一時払終身保険の特徴

- ①一生涯の死亡保障を確保できる保険料一時払の商品で、新契約の予定利率は毎月設定します。
- ②健康状態や職業などの告知および医師の診査なしでお申込みいただけます。
- ③第1保険期間中の死亡保険金は、責任準備金相当額と基本保険金額のいずれか大きい金額となります。
- ④第2保険期間中の死亡保険金は、保険金額となります。ただし、予定利率更改日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合には、保険金額が増加します。

上記の説明内容は商品の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「ご契約の概要」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)、「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

9 主な保険商品一覧(2020年4月1日現在)

(1) 主な個人向け商品

契約年齢の範囲内でも、ご契約内容などによりご加入いただけない場合がありますので、ご注意ください。

【金融機関の窓口でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
セカンドライフのための備えをお考えの方に	3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険〈積立型〉		0歳～65歳
			
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	利率更改型一時払終身保険		15歳～79歳
			
もしものときの備えを割安な保険料で確保したいとお考えの方に	定期保険		15歳～80歳
病気やけがによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～80歳 (契約年齢0歳は、 生後15日以上)

(注)取扱商品は金融機関により異なる場合があります。

【一般代理店でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型終身保険		15歳～65歳
	利率更改型一時払終身保険		15歳～79歳
年齢などの理由で保険加入をあきらめていた方に	長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険(無選択型)		50歳～80歳
もしものときの備えを割安な保険料で確保したいとお考えの方に	定期保険		6歳～80歳
	低解約返戻金型長期定期保険		
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障保険		15歳～75歳
大切なお子さまの教育資金などの準備をお考えの方に	5年ごと利差配当付子ども保険		被保険者： 0歳～9歳 保険契約者： 20歳～60歳
病気やけがによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～80歳 (契約年齢0歳は、 生後15日以上)

(注)取扱商品は代理店により異なる場合があります。

(2) 主な特約

特約によっては、保険種類やご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

① 保障を充実させるための特約

主なご利用の目的	特約名
もしものときの備えをより充実させたいとお考えの方に	平準定期保険特約
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障特約
3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	特定疾病保障定期保険特約
悪性新生物(がん)への備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約
認知症・介護への備えをお考えの方に	介護保障定期保険特約 軽度介護保障特約

② 災害保障を追加するための特約

主なご利用の目的	特約名
災害による死亡・高度障害状態への備えをお考えの方に	災害割増特約
災害による死亡・身体障害への備えをお考えの方に	傷害特約

③ 死亡・高度障害状態の保障を他の保障に移行させるための特約

主なご利用の目的	特約名
終身保険などについて、生涯にわたる保障に代えて年金で受け取ることをお考えの方に	5年ごと利差配当付年金支払移行特約

④ 生存中に保険金を受け取るための特約

主なご利用の目的	特約名
余命6ヵ月以内と判断されたときに所定の保険金を受け取ることをお考えの方に	リビング・ニーズ特約(2009)

(3) 解約返戻金抑制型医療保険専用の特約

特約によっては、ご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

主なご利用の目的	特約名
がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患の七大生活習慣病への備えをお考えの方に	七大生活習慣病特約
がん、脳卒中、急性心筋梗塞への備えをお考えの方に	三大疾病入院一時金特約
先進医療への備えをお考えの方に	先進医療特約
在宅治療への備えをお考えの方に	特定在宅治療支援特約

上記(1)～(3)の説明内容は主な個人向け商品(主契約・特約)の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「ご契約の概要」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)、「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

(4) 企業・団体向け商品

名称	特徴
総合福祉団体定期保険	団体(会社・協同組合等)の定める福利厚生規程(弔慰金・死亡退職金規程など)の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
団体定期保険(Bグループ保険)	団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になれます。
団体信用生命保険	賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

10 情報システムに関する状況

ご契約のお申込みや保険金のお支払い、決算などの事務処理で使用する基幹システムのサービスレベルの向上を図っています。さらに、このシステムを基盤とする信用金庫代理店向け新契約申込手続きのペーパーレス化システムの開発や、代理店向けシステムの充実化など、お客さまならびに代理店の利便性の向上に取り組んでいます。

11 保険金・給付金のお支払状況について

2019年度に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金1,354件、給付金7,554件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金12件、給付金436件でした。

■保険金等のお支払件数、お支払非該当件数および内訳

(2019年度)

区 分	2019年度		
	保 険 金	給 付 金	合 計
詐欺による取消・無効	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	1	17	18
重大事由による解除	0	0	0
免責事由に該当	6	5	11
支払事由に非該当	5	414	419
その他	0	0	0
お支払非該当件数合計	12	436	448
お支払件数	1,354	7,554	8,908

(参考：2018年度)

2018年度		
保 険 金	給 付 金	合 計
0	0	0
0	0	0
0	13	13
0	1	1
2	11	13
5	329	334
0	0	0
7	354	361
1,105	7,440	8,545

(注)上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による取消・無効	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結(または復活)された場合、保険契約は取消または無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結(または復活)した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」(免責事由)に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	196,692	100,209	74,609	111,632	167,000
経常利益	3,294	3,197	2,348	1,488	812
基礎利益	2,491	2,566	955	△ 12	△ 835
当期純利益	1,651	1,709	849	501	184
資本金総額	30,999	60,999	60,999	60,999	60,999
発行済株式の総数	552千株	886千株	886千株	886千株	886千株
総資産	1,870,142	1,925,579	1,920,803	1,888,614	1,839,597
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	1,803,241	1,831,640	1,813,585	1,780,050	1,735,291
貸付金残高	3,375	3,386	3,551	3,639	3,653
有価証券残高	1,804,290	1,825,869	1,809,172	1,784,807	1,697,656
ソルベンシー・マージン比率	677.0%	921.3%	947.2%	978.1%	968.1%
従業員数	255名	259名	258名	265名	266名
保有契約高	2,951,943	2,911,844	2,847,975	2,671,211	2,591,679
うち個人保険	1,099,178	1,126,003	1,099,368	1,118,674	1,175,606
うち個人年金保険	1,482,242	1,491,409	1,444,561	1,360,512	1,225,708
うち団体保険	370,522	294,432	304,046	192,025	190,364

(注) 1. 資本金総額は、資本金と資本準備金の合計を記載しています。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度		科 目	年 度	
	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	80,430	121,137	保 険 契 約 準 備 金	1,784,778	1,739,427
現 金	0	0	支 払 備 金	4,262	3,806
預 貯 金	80,430	121,137	責 任 準 備 金	1,780,050	1,735,291
有 価 証 券	1,784,807	1,697,656	契 約 者 配 当 準 備 金	465	328
国 債	833,442	775,573	代 理 店 借	117	119
地 方 債	405,889	343,214	再 保 険 借	33	16
社 債	543,008	576,399	そ の 他 負 債	11,579	9,788
株 式	163	149	未 払 法 人 税 等	-	130
そ の 他 の 証 券	2,303	2,319	未 払 金	191	23
貸 付 金	3,639	3,653	未 払 費 用	755	800
保 険 約 款 貸 付	3,639	3,653	預 り 金	15	19
有 形 固 定 資 産	265	267	リ ー ス 債 務	10,550	8,769
建 物	112	104	資 産 除 去 債 務	30	31
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	153	163	仮 受 金	35	14
無 形 固 定 資 産	12,215	9,932	価 格 変 動 準 備 金	10,078	10,417
ソ フ ト ウ ェ ア	2,542	2,100	繰 延 税 金 負 債	733	-
リ ー ス 資 産	9,532	7,793	負 債 の 部 合 計	1,807,320	1,759,769
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	140	39	(純 資 産 の 部)		
代 理 店 貸	1	0	資 本 金	35,499	35,499
再 保 険 貸	54	13	資 本 剰 余 金	25,499	25,499
そ の 他 資 産	7,199	6,857	資 本 準 備 金	25,499	25,499
未 収 金	1,922	1,902	利 益 剰 余 金	8,935	9,119
前 払 費 用	928	781	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,935	9,119
未 収 収 益	4,064	3,892	繰 越 利 益 剰 余 金	8,935	9,119
預 託 金	275	276	株 主 資 本 合 計	69,935	70,119
仮 払 金	8	4	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,358	9,709
繰 延 税 金 資 産	-	79	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	11,358	9,709
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0	純 資 産 の 部 合 計	81,293	79,828
資 産 の 部 合 計	1,888,614	1,839,597	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,888,614	1,839,597

2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2018年度	2019年度
		(2018年4月 1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月 1日から 2020年3月31日まで)
		金 額	金 額
経	常	111,632	167,000
保	料 等 収 入	51,844	96,429
	保 険 料 入	51,748	96,280
	再 保 険 収 入	96	149
資	産 運 用 収 益	25,515	24,722
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	23,964	22,970
	預 貯 金 利 息 入	—	0
	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金 入	23,836	22,839
	貸 付 金 利 息 入	127	130
	有 価 証 券 売 却 益 入	1,551	1,752
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	—
そ	の 他 経 常 収 益	34,272	45,849
	年 金 特 約 取 扱 受 入 金	9	9
	保 険 金 据 置 受 入 金	725	591
	支 払 備 金 戻 入 額	—	455
	責 任 準 備 金 戻 入 額	33,534	44,759
	そ の 他 の 経 常 収 益	2	32
経	常	110,144	166,188
保	険 金 等 支 払 金	96,472	152,968
	保 険 金	6,170	7,319
	年 給 付 金	39,164	102,365
	解 約 返 戻 金	13,664	12,631
	そ の 他 返 戻 金	37,236	30,355
	再 保 険 料	85	162
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	151	134
	支 払 備 金 繰 入 額	1,391	0
	契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	0	—
資	産 運 用 費 用	27	23
	支 払 利 息 入 額	27	23
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	0
事	の 他 業 常 費 用	7,349	7,579
そ	の 他 業 常 費 用	4,903	5,616
	保 険 金 据 置 支 払 金	580	752
	税 減 価 償 却 費	816	1,205
	そ の 他 の 経 常 費 用	3,505	3,658
		0	0
経	常	1,488	812
特	別	425	340
	固 定 資 産 等 処 分 損	69	1
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	355	338
契	約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	337	172
税	引 前 当 期 純 利 益	725	299
法	人 税 及 び 住 民 税	323	291
法	人 税 等 調 整 額	△ 99	△ 176
法	人 税 等 合 計	224	115
当	期 純 利 益	501	184

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	725	299
減価償却費	3,505	3,658
支払備金の増減額(△は減少)	1,391	△455
責任準備金の増減額(△は減少)	△33,534	△44,759
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	337	172
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△0	△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1	—
価格変動準備金の増減額(△は減少)	355	338
利息及び配当金等収入	△23,964	△22,970
有価証券関係損益(△は益)	△1,551	△1,752
支払利息	27	23
有形固定資産関係損益(△は益)	10	1
代理店貸の増減額(△は増加)	△1	1
再保険貸の増減額(△は増加)	△0	41
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	257	143
代理店借の増減額(△は減少)	47	1
再保険借の増減額(△は減少)	14	△16
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	170	302
その他	658	609
小 計	△51,551	△64,357
利息及び配当金等の受取額	24,133	23,103
利息の支払額	△27	△23
契約者配当金の支払額	△412	△309
法人税等の支払額	△660	△151
営業活動によるキャッシュ・フロー	△28,518	△41,739
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△64,261	△127,255
有価証券の売却・償還による収入	91,230	213,786
貸付けによる支出	△865	△846
貸付金の回収による収入	302	349
その他	△5	3
資産運用活動計	26,400	86,037
(営業活動及び資産運用活動計)	(△2,117)	(44,298)
有形固定資産の取得による支出	△81	△107
無形固定資産の取得による支出	△243	△349
その他	△1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,074	85,579
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△2,915	△3,133
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,915	△3,133
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△5,358	40,707
現金及び現金同等物期首残高	85,789	80,430
現金及び現金同等物期末残高	80,430	121,137

(注)現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 株主資本等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	35,499	25,499	25,499	8,434	8,434	69,434	10,490	10,490	79,924
当 期 変 動 額									
当期純利益				501	501	501			501
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							868	868	868
当期変動額合計	—	—	—	501	501	501	868	868	1,369
当 期 末 残 高	35,499	25,499	25,499	8,935	8,935	69,935	11,358	11,358	81,293

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	35,499	25,499	25,499	8,935	8,935	69,935	11,358	11,358	81,293
当 期 変 動 額									
当期純利益				184	184	184			184
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							△ 1,649	△ 1,649	△ 1,649
当期変動額合計	—	—	—	184	184	184	△ 1,649	△ 1,649	△ 1,465
当 期 末 残 高	35,499	25,499	25,499	9,119	9,119	70,119	9,709	9,709	79,828

注記事項

(貸借対照表関係)

2018年度末	2019年度末
<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。 <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>6. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 <p>7. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (2) リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。 <p>8. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>なお、当期より販売開始した利率更改型一時払終身保険について、ALM運用を行うことを目的として、新たに小区分を設定しております。この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。</p>	<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。 <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>6. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 <p>7. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (2) リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。 <p>8. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p>

2018年度末

9. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	80,430	80,430	—
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	80,430	80,430	—
有価証券	1,784,807	1,972,121	187,314
満期保有目的の債券	496,898	605,953	109,055
責任準備金対応債券	985,298	1,063,557	78,259
その他有価証券	302,610	302,610	—
貸付金	3,639	3,639	△ 0
保険約款貸付	3,639	3,639	△ 0

- (1) 現金及び預貯金〔金融商品に関する会計基準〕(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)

現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。

- (3) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

10. 貸付金のうち、破綻先債権額は14百万円であります。なお、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未取利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

11. 有形固定資産の減価償却累計額は242百万円であります。

12. 関係会社に対する金銭債権の総額は8百万円、金銭債務の総額は98百万円であります。

13. 繰延税金資産の総額は3,787百万円、繰延税金負債の総額は4,368百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は152百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金2,822百万円及び保険契約準備金683百万円あります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額4,361百万円あります。

当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率30.9%との間の差異の主要な内訳は、住民税均等割3.8%、交際費等永久に損金に算入されない項目1.7%及び評価性引当額の増減△3.2%であります。

14. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	539百万円
当期契約者配当金支払額	412百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	337百万円
当期末現在高	465百万円

2019年度末

9. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	121,137	121,137	—
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	121,137	121,137	—
有価証券	1,697,656	1,860,814	163,158
満期保有目的の債券	517,158	618,777	101,619
責任準備金対応債券	857,538	919,078	61,539
その他有価証券	322,958	322,958	—
貸付金	3,653	3,653	△ 0
保険約款貸付	3,653	3,653	△ 0

- (1) 現金及び預貯金〔金融商品に関する会計基準〕(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)

現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。

- (3) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

10. 貸付金のうち、破綻先債権額は19百万円あります。なお、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未取利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

11. 有形固定資産の減価償却累計額は297百万円あります。

12. 関係会社に対する金銭債権の総額は12百万円、金銭債務の総額は78百万円あります。

13. 繰延税金資産の総額は3,958百万円、繰延税金負債の総額は3,732百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は146百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金2,917百万円及び保険契約準備金729百万円あります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額3,725百万円あります。

当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率38.5%との間の差異の主要な内訳は、住民税均等割8.8%、交際費等永久に損金に算入されない項目4.0%及び評価性引当額の増減△1.8%であります。

14. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	465百万円
当期契約者配当金支払額	309百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	172百万円
当期末現在高	328百万円

2018年度末	2019年度末
<p>15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は67百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は24百万円であります。</p> <p>16. 1株当たりの純資産額は91,742円75銭であります。</p> <p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,023百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。</p> <p>(2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、93百万円であります。</p>	<p>15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は1百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は18百万円であります。</p> <p>16. 1株当たりの純資産額は90,089円19銭であります。</p> <p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,985百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。</p> <p>(2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、96百万円であります。</p>

注記事項

(損益計算書関係)

2018年度	2019年度
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は354百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,528百万円、株式等22百万円であります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は67百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は2百万円であります。</p> <p>4. 1株当たりの当期純利益は565円64銭であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は29百万円、費用の総額は385百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,752百万円であります。</p> <p>3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は66百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は5百万円であります。</p> <p>4. 1株当たりの当期純利益は207円78銭であります。</p>

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

2018年度					2019年度				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	886	—	—	886	普通株式	886	—	—	886
合計	886	—	—	886	合計	886	—	—	886

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末	2019年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14	20
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計 (対合計比)	14 (0.40)	20 (0.54)
正常債権	3,675	3,685
合計	3,690	3,705

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末	2019年度末
破綻先債権額	14	19
延滞債権額	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計 (貸付残高に対する比率)	14 (0.41)	19 (0.54)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	102,253	100,841
資 本 金 等	69,935	70,119
価 格 変 動 準 備 金	10,078	10,417
危 険 準 備 金	2,212	2,316
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	14,147	12,090
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,389	2,344
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	3,490	3,553
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	20,907	20,831
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	451	444
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	117	122
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	378	365
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	20,099	20,038
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	420	419
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	978.1%	968.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

- ② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	496,898	605,953	109,055	109,056	1	517,158	618,777	101,619	102,225	606
責任準備金対応債券	985,298	1,063,557	78,259	78,277	18	857,538	919,078	61,539	62,017	478
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	286,890	302,610	15,719	15,733	14	309,524	322,958	13,434	14,036	602
公 社 債	284,683	300,143	15,460	15,474	14	307,242	320,490	13,247	13,822	574
株 式	51	163	112	112	—	51	149	97	97	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2,156	2,303	147	147	—	2,230	2,319	89	116	27
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,769,087	1,972,121	203,034	203,068	34	1,684,221	1,860,814	176,593	178,279	1,686
公 社 債	1,766,880	1,969,654	202,774	202,808	34	1,681,939	1,858,346	176,406	178,065	1,659
株 式	51	163	112	112	—	51	149	97	97	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2,156	2,303	147	147	—	2,230	2,319	89	116	27
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	496,603	605,660	109,056	496,895	599,121	102,225
公 社 債	496,603	605,660	109,056	496,895	599,121	102,225
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	294	292	△ 1	20,262	19,656	△ 606
公 社 債	294	292	△ 1	20,262	19,656	△ 606
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	967,503	1,045,780	78,277	792,820	854,838	62,017
公 社 債	967,503	1,045,780	78,277	792,820	854,838	62,017
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	17,795	17,776	△ 18	64,718	64,239	△ 478
公 社 債	17,795	17,776	△ 18	64,718	64,239	△ 478
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2018年度末			2019年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	245,977	261,711	15,733	143,983	158,019	14,036
公 社 債	243,769	259,243	15,474	143,775	157,597	13,822
株 式	51	163	112	51	149	97
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	2,156	2,303	147	156	272	116
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	40,913	40,899	△ 14	165,541	164,939	△ 602
公 社 債	40,913	40,899	△ 14	163,467	162,892	△ 574
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	2,074	2,046	△ 27
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	—
非 上 場 国 内 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

責任準備金対応債券について

当社では、金利変動リスクを管理する観点から、保険商品の運用における債券の組み入れにあたり、保険負債のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と債券資産のデュレーションとを概ね一致させる方針としております。

「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづいて、以下の保険契約群(小区分)を特定し、保有債券の一部を責任準備金対応債券に区分しております。

- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(一時払)
- ・ 5年ごと利差配当付終身保険(一時払)
- ・ 利率更改型一時払終身保険

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) ディリバティブ取引の時価情報

- ① 定性的情報
2018年度、2019年度には、取引の実績はありません。
- ② 定量的情報
2018年度末、2019年度末には、取引残高はありません。

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
基礎利益 A	△ 12	△ 835
キャピタル収益	1,551	1,752
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,551	1,752
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	1,551	1,752
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	1,539	916
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	50	104
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	50	104
個別貸倒引当金繰入額	0	0
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 50	△ 104
経常利益 A+B+C	1,488	812

〈参考〉基礎利益の内訳(三利源)

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
基礎利益 (①+②+③)	△ 12	△ 835
① 費差損益	△ 3,993	△ 4,607
② 危険差損益	1,220	1,050
③ 利差損益	2,760	2,721

- (注) 1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益(△は損)です。
 2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益(△は損)です。
 3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益(△は逆ざや)です。

11 計算書類等についての会計監査人による監査

2019年度の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号にもとづき、会計監査人であるきさらぎ監査法人による監査を受けています。

12 財務諸表についての代表者による確認

2019年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていることおよび内部監査が有効に機能していることを確認しています。

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高および新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2018年度末				2019年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	234,892	4.3	1,118,674	1.8	253,290	7.8	1,175,606	5.1
個 人 年 金 保 険	378,318	△ 5.1	1,360,512	△ 5.8	347,725	△ 8.1	1,225,708	△ 9.9
団 体 保 険	—	—	192,025	△ 36.8	—	—	190,364	△ 0.9

(注)個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2018年度						2019年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	18,133	120.4	70,869	197.1	70,869	—	27,883	53.8	110,544	56.0	110,544	—
個 人 年 金 保 険	247	△ 48.9	657	△ 45.7	657	—	205	△ 17.0	549	△ 16.4	549	—
団 体 保 険	—	—	—	△ 100.0	—	—	—	—	199	—	199	—

(注)個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末		2019年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	41,567	2.8	45,806	10.2
個 人 年 金 保 険	120,993	△ 2.8	118,671	△ 1.9
合 計	162,561	△ 1.4	164,477	1.2
うち医療保障・生前給付保障等	1,772	3.1	1,847	4.2

② 新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	2,609	227.1	5,842	123.9
個 人 年 金 保 険	22	△ 46.7	18	△ 16.3
合 計	2,632	213.3	5,861	122.7
うち医療保障・生前給付保障等	160	18.8	180	11.9

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
 2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(3) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			2018年度末	2019年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	1,107,863	1,165,218
		個人年金保険	—	—
		団体保険	191,985	190,324
		その他共計	1,299,848	1,355,543
	災害死亡	個人保険	(65,536)	(62,985)
		個人年金保険	(113,477)	(93,616)
		団体保険	(1,091)	(1,035)
		その他共計	(180,105)	(157,638)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	10,811	10,387
		個人年金保険	1,315,536	1,094,003
		団体保険	—	—
		その他共計	1,326,347	1,104,390
	年金	個人保険	(3,451)	(3,378)
		個人年金保険	(227,021)	(208,259)
		団体保険	(5)	(5)
		その他共計	(230,478)	(211,643)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	44,976	131,705
		団体保険	39	39
		その他共計	45,015	131,745
入院保障	災害入院	個人保険	(229)	(229)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(5)	(5)
		その他共計	(235)	(235)
	疾病入院	個人保険	(229)	(229)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(230)	(230)
	その他の条件付入院	個人保険	(128)	(124)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(128)	(124)

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
 7. 低解約返戻金型終身保険(無選択型)の災害死亡保障は普通死亡欄に計上しています。

(単位：件)

区 分			保有件数	
			2018年度末	2019年度末
障 害 保 障	個人保険	7,759	7,497	
	個人年金保険	11	10	
	団体保険	92,325	151,103	
	その他共計	100,095	158,610	
手 術 保 障	個人保険	49,276	49,509	
	個人年金保険	141	134	
	団体保険	—	—	
	その他共計	49,417	49,643	

(4) 個人保険および個人年金保険契約種別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2018年度末	2019年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	763,257	818,292
	定 期 保 険	219,443	225,368
	そ の 他 共 計	1,101,674	1,159,456
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	6,130	5,706
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	58	55
	そ の 他 共 計	8,715	8,080
生 存 保 険		8,284	8,068
年 金 保 険		1,360,512	1,225,708
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	31,489	30,278
	傷 害 特 約	32,801	31,580
	災 害 入 院 特 約	88	83
	疾 病 特 約	88	83
	成 人 病 特 約	2	2
	そ の 他 条 件 付 入 院 特 約	125	122

(注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2018年度末	2019年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	36,148	40,401
	定 期 保 険	2,000	2,019
	そ の 他 共 計	40,423	44,729
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	384	353
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	2	2
	そ の 他 共 計	649	593
生 存 保 険		495	483
年 金 保 険		120,993	118,671

(6) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険・個人年金保険には、無配当保険、5年ごと利差配当付保険および3年ごと利差配当付保険の3種類があります。このうち、契約者配当の対象となる保険種類は以下のとおりです。

- ・5年ごと利差配当付終身保険
- ・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・5年ごと利差配当付養老保険
- ・5年ごと利差配当付こども保険
- ・5年ごと利差配当付個人年金保険
- ・5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- ・3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

契約者配当は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごと、または3年ごとにお支払いいたします。

そのために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が予定した運用益を超えた場合は、当社の定める利差益配当率にもとづく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が予定した運用益を下回った場合は、それまでに積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当準備金は、配当金としてお支払いを約束するものではなく、今後の運用実績等によって変動します。

なお、利差益配当率は以下のとおりです。

対象となる保険契約			利差益配当率	
			2018年度	2019年度
5年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払 払	1.45% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% 以下の場合はゼロ	1.35% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% 以下の場合はゼロ
	一	時 払	1.40% - 予定利率 ただし予定利率が1.40% より小さい場合はゼロ	1.40% - 予定利率 ただし予定利率が1.40% より小さい場合はゼロ
3年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払 払	1.25% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% より小さい場合はゼロ	1.25% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% より小さい場合はゼロ
	一	時 払		

ハ. 2019年度決算にもとづく契約者配当金例示

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2015年10月1日	1.25%	5年	27,805円	0円
2010年10月1日	1.65%	10年	24,731円	0円
2005年10月1日	1.65%	15年	25,149円	0円
2000年10月1日	2.15%	20年	22,023円	0円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、30年満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2015年10月1日	1.25%	5年	33,188円	0円
2010年10月1日	1.65%	10年	31,378円	0円
2005年10月1日	1.65%	15年	31,436円	0円
2000年10月1日	2.15%	20年	29,348円	0円

〈例3〉 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の場合

50歳加入、60歳年金開始、年金支払期間5年、一時払、保険料100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2014年10月1日	0.80%	6年	1,000,000円	0円
2011年10月1日	1.20%	9年	1,000,000円	0円
2008年10月1日	1.50%	12年	1,000,000円	0円

(注) 1. 経過年数とは2020年4月1日から2021年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

2. 上記配当金は、責任準備金に各年度の利差益配当率を乗じた金額の合計となります。

② 団体保険

団体定期保険等の団体保険については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いいたします。

2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2018年度	2019年度
個 人 保 険	1.8	5.1
個 人 年 金 保 険	△ 8.6	△ 16.8
団 体 保 険	△ 36.8	△ 0.9

(注)個人年金保険は、年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	2018年度	2019年度
新 契 約 平 均 保 険 金	3,908	3,964
保 有 契 約 平 均 保 険 金	4,762	4,641

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2018年度	2019年度
個 人 保 険	6.4	9.9
個 人 年 金 保 険	0.0	0.0
団 体 保 険	—	0.1

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2018年度	2019年度
個 人 保 険	3.8	3.8
個 人 年 金 保 険	2.2	1.7
団 体 保 険	1.4	1.6

(注)解約失効率は、増額、減額および復活により、解約失効高を修正して算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

2018年度	2019年度
3,404	3,898

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
5.39	6.42	5.49	6.52

(注)死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)/2}で算出しています。

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区 分		2018年度	2019年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.00	0.35
	金 額	0.00	0.42
障 害 保 障 契 約	件 数	0.38	0.26
	金 額	0.08	0.12
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	8.82	7.49
	金 額	201.04	201.42
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	71.00	73.14
	金 額	1,003.78	1,152.62
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	22.03	20.63
	金 額	252.98	183.79
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	65.68	68.72
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—

(注) 1. 件数の特約発生率は、分子を支払件数、分母を平均保有特約件数として算出しています。

2. 金額の特約発生率は、分子を支払金額、分母を平均保有保障金額として算出しています。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2018年度	2019年度
14.2	7.9

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2018年度	2019年度
2	2

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2018年度	2019年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付会社による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2018年度	2019年度
AA-	31.4%	30.5%
A+	68.6%	69.5%

(注)格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものにもとづいています。

(12) 未だ收受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2018年度	2019年度
38	0

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2018年度	2019年度
第三分野発生率	29.2	30.6
医療(疾病)	31.9	33.3
がん	29.5	20.4
介護	10.0	8.5
その他	21.1	27.0

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しています。

- ①医療(疾病)：医療保険、疾病入院特約等
- ②がん：がん入院特約、がん診断給付金特約等
- ③介護：介護保障定期特約、軽度介護保障特約
- ④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約および特約

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払いに係る事業費等} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

3. 注2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. 注2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2018年度末	2019年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	852	948
	災 害 保 険 金	0	1
	高 度 障 害 保 険 金	13	15
	満 期 保 険 金	16	8
	そ の 他	—	0
小 計		883	974
年 給 付 金		1,299	783
解 約 返 戻 金		1,552	1,461
保 険 金 据 置 支 払 金		491	573
保 險 金 据 置 支 払 金		23	7
そ の 他 共 計		4,262	3,806

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2018年度末	2019年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	585,823	652,081
	個 人 年 金 保 険	1,191,959	1,080,837
	団 体 保 険	55	56
	そ の 他	—	—
小 計		1,777,838	1,732,975
危 険 準 備 金		2,212	2,316
合 計		1,780,050	1,735,291

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
保 険 料 積 立 金	1,775,512	1,730,673
未 経 過 保 険 料	2,325	2,302
危 険 準 備 金	2,212	2,316
合 計	1,780,050	1,735,291

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	32,276	2.00～3.10
2001年度～2005年度	30,330	1.15～1.50
2006年度～2010年度	628,407	1.15～1.50
2011年度～2015年度	876,325	0.50～1.50
2016年度	57,764	0.25～1.00
2017年度	6,163	0.25
2018年度	28,349	0.25～0.50
2019年度	73,301	0.00～0.40

- (注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(危険準備金を除く)を記載しています。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
2018年度	前年度末現在	90	74	374	539
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	10	397	412
	当年度繰入額	△0	△2	340	337
	当年度末現在	85	62	317	465
		(84)	(61)	(—)	(146)
2019年度	前年度末現在	85	62	317	465
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	7	297	309
	当年度繰入額	△0	△0	172	172
	当年度末現在	81	54	192	328
		(81)	(54)	(—)	(136)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	△0
	個別貸倒引当金	0	0	△0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		—	—	—
価格変動準備金		10,078	10,417	338

(注) 計上の理由及び算定方法については、注記事項(貸借対照表関係)に記載しているため省略しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		35,499	—	—	35,499	
うち 既発行株式	普通株式	(886千株)	(一千株)	(一千株)	(886千株)	
		35,499	—	—	35,499	
	計	35,499	—	—	35,499	
資 本 剰 余 金	(資本準備金)	25,499	—	—	25,499	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	25,499	—	—	25,499	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
個 人 保 険	39,768	85,053
（うち一時払）	（ 28,451 ）	（ 73,921 ）
（うち年払）	（ 2,151 ）	（ 2,135 ）
（うち半年払）	（ 41 ）	（ 39 ）
（うち月払）	（ 9,125 ）	（ 8,957 ）
個 人 年 金 保 険	11,161	10,674
（うち一時払）	（ - ）	（ - ）
（うち年払）	（ 131 ）	（ 139 ）
（うち半年払）	（ 2 ）	（ 2 ）
（うち月払）	（ 11,026 ）	（ 10,532 ）
団 体 保 険	818	551
そ の 他 共 計	51,748	96,280

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
死 亡 保 険 金	6,605	-	234	6,840	5,561
災 害 保 険 金	35	-	0	35	2
高 度 障 害 保 険 金	74	-	15	90	106
満 期 保 険 金	353	-	-	353	499
そ の 他	-	-	0	0	0
合 計	7,069	-	250	7,319	6,170

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
222	102,138	4	102,365	39,164

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
死 亡 給 付 金	2	11,872	-	11,874	12,923
入 院 給 付 金	256	0	0	256	231
手 術 給 付 金	186	0	-	187	179
障 害 給 付 金	3	-	0	3	13
生 存 給 付 金	277	-	-	277	291
そ の 他	31	0	-	31	26
合 計	757	11,872	0	12,631	13,664

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
12,192	18,163	-	30,355	37,236

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	565	80	297	267	52.7
建物	167	8	63	104	37.8
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	397	72	234	163	58.9
無形固定資産	18,360	3,578	8,427	9,932	45.9
その他の資産	—	—	—	—	—
合 計	18,925	3,658	8,725	10,199	46.1

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
営業活動費	897	1,183
営業管理費	122	95
一般管理費	6,329	6,300
合 計	7,349	7,579

(注)一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2018年度146百万円、2019年度143百万円であります。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国 税	556	783
消費税	502	686
地方法人特別税	47	89
印紙税	5	8
登録免許税	0	0
その他の国税	—	—
地 方 税	259	421
地方消費税	135	195
法人事業税	115	216
固定資産税	1	2
事業所税	6	6
その他の地方税	—	—
合 計	816	1,205

(18) リース取引

<リース取引(借主側)>

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引はありません。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 運用環境

2019年度のがわが国経済は、前半は緩和的な金融環境や積極的な財政支出、雇用・所得環境の改善などを背景に、個人消費や企業収益が底堅さを維持しましたが、後半は消費増税や米中貿易摩擦の影響などによる世界経済の減速、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより失速し、個人消費や輸出、生産が弱含むなど、下押し圧力が強まりました。

国内株式については、日経平均株価は21,500円台での取引開始となりました。4月に22,300円台まで上昇した後、米中貿易摩擦の激化などによって8月には20,100円台まで下落しましたが、米連邦準備制度理事会(FRB)が7月以降3会合連続で利下げを行ったことや、米中通商交渉の進展期待が高まったことから上昇基調を辿り、12月には一時24,000円台を回復しました。しかし、中国発の新型コロナウイルスがパンデミックとなると、世界的に株価が下落、3月には日経平均株価は16,300円台まで下落しましたが、各国の金融緩和や経済対策などが株価の下支えとなり、年度末は18,900円台で取引を終えました。

長期金利については、10年国債利回りは $\Delta 0.085\%$ で取引を開始しました。4月に $\Delta 0.010\%$ まで上昇しましたが、その後は世界景気の下振れ懸念などから低下基調となり、9月には米中貿易摩擦の激化に加え、米長期金利が一段と低下したことから、 $\Delta 0.295\%$ まで低下しました。その後、米中通商交渉の進展期待などを背景に上昇し、長期金利は0%を超える場面もありましたが、1月以降は新型コロナウイルスの感染拡大懸念を受けたリスク回避の動きにより再び低下基調となりました。3月には、株価の急落が進む中、企業や投資家が投資資金を現金化する動きが加速し、長期金利は急上昇してプラス圏となり、年度末は0.005%で取引を終了しました。

ドル円相場については、110円台で取引を開始しました。4月に112円台まで上昇した後、米中貿易摩擦への警戒感や、FRBの利下げ観測の高まりを受けて下落基調となり、8月に104円台まで円高が進みました。その後、米中通商交渉の進展期待から上昇基調となり、2月に112円台を付ける場面もありましたが、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大すると、リスク回避から101円台まで円買いが進みました。その後、市場の信用不安から世界的にドル資金需要が高まったことでドル買いが進み、年度末は107円台で取引を終えました。

② 運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としています。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性確保を図ります。

③ 運用実績の概況

2019年度末の一般勘定資産(総資産)は、前年度末から490億円減少し、1兆8,395億円となりました。主な内訳は公社債の1兆6,951億円で、総資産構成比92.1%であります。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が229億円、収益全体では247億円となりました。一方、資産運用費用は23百万円となり、資産運用収支は246億円となりました。

含み損益(時価と帳簿価額との差損益)は、1,765億円(内訳は国内公社債の1,764億円、株式の97百万円、その他の証券の89百万円)となりました。

④ ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	80,430	4.3	121,137	6.6
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	1,784,807	94.5	1,697,656	92.3
公 社 債	1,782,340	94.4	1,695,187	92.1
株 式	163	0.0	149	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	2,303	0.1	2,319	0.1
貸 付 金	3,639	0.2	3,653	0.2
保 険 約 款 貸 付	3,639	0.2	3,653	0.2
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	112	0.0	104	0.0
繰 延 税 金 資 産	—	—	79	0.0
そ の 他	19,624	1.0	16,966	0.9
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
合 計	1,888,614	100.0	1,839,597	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	△ 5,358	40,707
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	△ 24,365	△ 87,151
公 社 債	△ 26,344	△ 87,152
株 式	△ 43	△ 14
外 国 証 券	—	—
公 社 債	—	—
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	2,022	16
貸 付 金	88	13
保 険 約 款 貸 付	88	13
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	△ 8	△ 8
繰 延 税 金 資 産	—	79
そ の 他	△ 2,544	△ 2,658
貸 倒 引 当 金	0	0
合 計	△ 32,189	△ 49,016
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	—	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1.42	1.40
うち公社債	1.42	1.40
うち株式	42.63	6.32
うち外国証券	—	—
貸付金	3.57	3.58
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	1.34	1.32

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	83,681	92,457
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1,782,805	1,751,539
うち公社債	1,782,446	1,749,327
うち株式	60	51
うち外国証券	—	—
貸付金	3,578	3,647
うち一般貸付	—	—
不動産	120	112
一般勘定計	1,895,610	1,870,776
うち海外投融資	—	—

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
利息及び配当金等収入	23,964	22,970
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,551	1,752
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	0	—
その他運用収益	—	—
合計	25,515	24,722

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
支払利息	27	23
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	0
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	—
合計	27	23

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
預貯金利息	—	0
有価証券利息・配当金	23,836	22,839
公社債利息	23,825	22,812
株式配当金	2	3
外国証券利息配当金	—	—
貸付金利息	127	130
不動産賃貸料	—	—
その他共計	23,964	22,970

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国 債 等 債 券	1,528	1,752
株 式 等	22	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	1,551	1,752

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	833,442	46.7	775,573	45.7
地 方 債	405,889	22.7	343,214	20.2
社 債	543,008	30.4	576,399	34.0
うち公社・公団債	166,699	9.3	156,010	9.2
株 式	163	0.0	149	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	2,303	0.1	2,319	0.1
合 計	1,784,807	100.0	1,697,656	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2018年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	195,638	431,423	141,585	88,734	131,747	795,678	1,784,807
国 債	57,736	133,181	29,575	23,398	30,679	558,871	833,442
地 方 債	68,261	111,880	48,851	17,553	37,263	122,079	405,889
社 債	69,640	186,362	63,158	47,782	63,804	112,260	543,008
株 式						163	163
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	2,303	2,303
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	2019年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	267,298	264,010	134,726	108,661	221,626	701,333	1,697,656
国 債	89,102	59,112	29,861	11,932	117,464	468,099	775,573
地 方 債	72,707	63,755	34,207	25,321	37,989	109,232	343,214
社 債	105,487	141,143	70,656	71,406	66,172	121,532	576,399
株 式						149	149
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	2,319	2,319
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2018年度末	2019年度末
公 社 債	1.33	1.28
外 国 公 社 債	—	—

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末		2019年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	53	32.8	39	26.4
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	39	23.8	38	25.7
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
精 密 機 器	—	—	—	—	
そ の 他 製 品	—	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	71	43.4	71	47.8
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—	
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
そ の 他 金 融 業	—	—	—	—	
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	163	100.0	149	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
保 險 約 款 貸 付	3,639	3,653
契 約 者 貸 付	3,119	3,126
保 險 料 振 替 貸 付	520	526
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	3,639	3,653

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額	償却累計率 (%)
2018 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	120	—	—	8	112	55	33.1
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	89	100	10	25	153	187	54.9
	合 計	210	100	10	33	265	242	47.7
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
2019 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	112	—	—	8	104	63	37.8
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	153	83	1	72	163	234	58.9
	合 計	265	83	1	80	267	297	52.7
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
不 動 産 残 高	112	104
営 業 用	112	104
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	— 棟	— 棟

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
有 形 固 定 資 産	—	—
土 地	—	—
建 物	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	—	—
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—
うち賃貸等不動産	—	—

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
有 形 固 定 資 産	10	1
土 地	—	—
建 物	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	10	1
無 形 固 定 資 産	58	—
そ の 他	0	0
合 計	69	1
うち賃貸等不動産	—	—

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記V-9のとおりです。

VII 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しています。

I 保険会社の概況及び組織

1 沿革	2
2 経営の組織	18
3 店舗網一覧	18
4 資本金の推移	17
5 株式の総数	17
6 株式の状況	17
7 主要株主の状況	18
8 取締役及び監査役	19
9 会計参与の氏名又は名称	該当ありません 該当ありません
10 会計監査人の氏名又は名称	20
11 従業員の在籍・採用状況	20
12 平均給与（内勤職員）	20
13 平均給与（営業職員）	該当ありません

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	17
2 経営方針	3

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	31
2 契約者懇談会開催の概況	33
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	34
4 契約者に対する情報提供の実態	35
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	37
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	38
7 新規開発商品の状況	39
8 保険商品一覧	40
9 情報システムに関する状況	42
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	11

IV 直近5事業年度における主要な業務の

状況を示す指標	43
---------	----

V 財産の状況

1 貸借対照表	44
2 損益計算書	45
3 キャッシュ・フロー計算書	46
4 株主資本等変動計算書	47
5 債務者区分による債権の状況	52
6 リスク管理債権の状況	52
7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	該当ありません
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	53
9 有価証券等の時価情報（会社計）	54
10 経常利益等の明細（基礎利益）	57
11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	58
12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	58
14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	59
2 保険契約に関する指標等	64
3 経理に関する指標等	67
4 資産運用に関する指標等	72
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	81

VII 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	21
2 法令遵守の体制	24
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	25
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	35
5 個人データ保護について	26
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	30

VIII 特別勘定に関する指標等

該当ありません

IX 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません



フコクしんらい
smart life partner

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100 (代表)

URL <https://www.fukokushinrai.co.jp>